

第十六回国会
衆議院

通商産業委員會議録第七号

（三三三）

昭和二十八年六月二十五日（木曜日）

午後一時四十二分開議

出席委員

委員長 大西 禎夫君

理事 小川 久雄君 理事 福田 一君

理事 村上 勇君 理事 長谷川四郎君

理事 永井勝次郎君 理事 伊藤卯四郎君

理事 小川 平二君

理事 土倉 宗明君

理事 馬場 元治君

理事 笹本 一雄君

理事 山手 満男君

理事 下川儀太郎君

理事 始関 伊平君

出席國務大臣

通商産業大臣 岡野 清豪君

出席府委員

總理府事務官

（土地調整委員）

員會事務局長

文化財保護委員

通商産業事務次官

通商産業事務官

（大臣官房長）

通商産業事務官

（企業局長）

通商産業事務官

（重工業局長）

通商産業事務官

（繊維局長）

通商産業事務官

（鉱山局長）

通商産業事務官

（中小企業官）

通商産業事務官

（振興部長）

委員外の出席者

厚生事務官（大）

部官房国立公園

部管理課長

通商産業事務官

（通商局長）

通商産業事務官

（重工業局長）

通商産業事務官

（化学課長）

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

六月二十四日

四国の電源開発促進に関する請願

（中村時雄君紹介）（第一四九八号）

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

鉱業法の一部を改正する法律案（内閣提出第二〇号）

通商産業政策の基本方針に関する件

〇大西委員長 これより會議を開きます。

今日は、まず通商産業政策の基本方針

針に關し質疑の通告がありますから、

順次これを許します。柳原三郎君。

〇柳原委員 私は岡野通産大臣に、主

としたしまして朝鮮動乱と特需の關連

性並びにアジア、太平洋諸国のMSA

援助と日本の産業との關連性につきま

して、時たま／＼武器製造法案も出て

おりますので、二三質問を行います。

わが国の國際収支財政経済というも

のが、日本の敗戦以後対日援助資金

と、朝鮮動乱勃発以後におきましては

特需という臨時的な不安定な収入のも

とに、ようやくつじつまを合せ、ささ

えられて来たのは残念ながら事実で

ございます。せんだつての十六日の本会

議におきまして岡野大臣は、朝鮮の動

乱の解決もようやく近づいたようでご

ざいます。もしかりに解決いたしまし

たならばという、朝鮮動乱の解決を想

像と仮定のもとに世界の經濟情勢、日

本は、朝鮮動乱というものは、

想像の段階でもなく、仮定の段階でも

ないきびしい現実の問題として、今後

日本の産業政策について考えて行かな

ければなりません。演説の中にも、朝

鮮動乱の解決によつて特需というもの

が減少するだろうが、減少しても復興

特需というものがあつたら、比較的

甘い考え方のものと政策を進められて

いるように私は心配いたしてございま

す。そこでこの朝鮮動乱が勃発してか

らこの方、きようはちやうど三年目の

記念日でございますが、一体どれほど

の特需が日本に発注されたのか。詳し

いことは今お手元に数字があるかない

か知りませんが、大よその数字でよろ

しいからまず年度別に御報告が願いた

いのであります。

〇岡野國務大臣 お答え申し上げます。

先般本會議で私が愚見を申し上げま

したものは、朝鮮休戦というものがど

うも近づいて来た、これは大分前から

のお話でございますけれども、捕虜の

問題が片づいたということを契機にし

まして休戦の協定ができるだろうとい

う見すかします／＼強くなつたわけ

でございます。しかし私の考えといた

しましては、朝鮮休戦の協定ができま

しても、そのあとに控えているところ

のいわゆる政治會議というものは、休

戦というものにもまして相当困難な政

治會議であらうと思つたので、私の

見解をいたしまして、まず前線におけ

る鉄砲の撃合いをやむだけにとどま

り、なお満を持して両方とも軍備をお

ろそかにしないということが続くので

はないかと考へてゐる次第でありま

す。そういったしますと、今すぐ朝鮮特

需というものが激減してしまふとわか

るいはなくなつてしまふといふことは

すか、日本の防衛分担金によりますも

のを財源といたします特需が含まれて

おりますので、それが一億二千二百万

ドル、ドル計算をいたしましてござい

ますので、それを差引きました純粹の

外貨といふことになりまして特需は九億

二千九百万ドルといふことに相なりま

す。なお二十七年に申上げましては数

字がございますので申し上げますが、

二十七年に申上げましては二億

四千九百万ドル、サードビズ關係は二億

五千九百万ドル、合計いたしまして三億九

千九百万ドルでございますが、その

うち円ベースのものが一億二百万ドル

入つております。従いましてドルの外

貨収入になりますのは約三億ドル弱と

いうことに相なるわけでございします。

〇柳原委員 アメリカ軍の発表で新聞

で読んだのでありますが、朝鮮動乱が

解決しても二年間は特需の発注をする

だろう、こういうことを讀んだのでご

ざいます。また一方におきまして私は

ある有力な筋から今年六月をもつて米

軍の特需の発注は中止するのだといふ

ことを聞いておりますが、その辺につ

いて大臣の御見解を承りたいと思いま

す。

〇岡野國務大臣 お答え申し上げます。

新聞でお読みになつた二年くらい

は特需が続くだろうといふことは、外

務大臣から伺ひましてそういうふうな

見解が発表されたといふことはこれは

確かでございます。それからその次の

点につきましては私は何も今存じてお

りません。

○柳原委員 朝鮮動乱の解決を契機といたしまして、特需が去年、一昨年よりも二十八年度においてふえるという事はもう考えられないのであります。これは天下の常識であります。そこで朝鮮特需がだん／＼減るだらう、朝鮮動乱の解決がよりやく緒に付いたというときにあたりまして、たまたま日本建鉄と特需会社が手形の不渡りを発表いたしました。こういうたとえば日本建鉄などいろいろ研究してみますと、経理の乱脈な会社について、金融関係が手を引いたり、あるいは金融の引締めをやつたりすること、これは一応いたし方ないといひました。これは一応いたし方ないといひました。金融界におきましては、警戒とか引締めをいたしますと、関連産業には重大な関係を持つておるので、非常にこれに心配をいたしておりますが、大臣といたしましては、特需会社の金融、経理等につきましては、何らかの方法とか措置とかいうものを考えておられますか、承りたいと思ひます。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。二、三の会社、ことに特需を受けおるところの会社が不渡りを出したという事は、われ／＼国民経済といひまして非常に遺憾に存する次第であります。ただ私はこの問題をよくまだ内容を調べておりませんので、的確なる御答弁を申し上げるという事はできないのでございますが、ある一、二の会社の様子を聞いてみますと、正常な金融機関から金融を受けているのではなくて、やみ金融によつて会社の経営をしておつた。それからやみ金融をしておるといふことを、取引銀行に對してはこれを内緒にしておかないと

ぐあいが悪いというやうなこともありまして、金融業者がその内情をはつきりと把握していなかつたといふところにも、いろいろ事情があるやうであります。ただ問題は、特需が減るだらうという見込みのもとに、金融業者がこれに對して手を締める、また金の貸し方をきく／＼つて行く、こういうやうな傾向は、ただいまのところは見ておらぬのであります。日本の財界では、まだ相當に、私よりもつと樂觀いたしまして、特需が続いて行くだらうというやうなことがありますが、朝鮮休戦におびえて金融界が引締めた、こういうやうなことはないように私感します。しかし何にいたせ、二、三の大きな有名な会社が不渡りを出して、そうして非常に困つておるやうに聞いておりますので、これはいろいろ／＼その内情を調べさせておりますが、今後私もいたしましては、そういうことのないやうに、何らかの策をしなければならぬ、またいろいろな手を打たなければならぬと考えておりますけれども、ただいまのところは統制経済がはたしてまつておりまして、十分私企業に對して政府が監督するとか、内情を調べるとかいう手がございせんので、十分道義的の責任を持つて政府がその内情を精査し、同時にそういうことが二度と起らないやうにするいろいろ間接的な方法を講じたい、こう考えております。

○柳原委員 特需産業というものが、外貨収入という面に大きな働きをしておるが、輸出産業というものは、外貨獲得のためには大いに振興しなければならぬ。そこで特需産業に對して、輸出産業に準ずるところの取扱ひをやつて行こうと思はれるか。もしそういう氣持があるとするならば、今何か具體的な特需会社に對する政策を考えておられますか。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。今までもおきまところの特需といふものは、非常に臨時的なものでございまして、また向うの注文が非常に急いだものであります。個々別々にみな事業会社がそれを引受けておるのであります。私もそのうちの一つで、この臨時的収入といふものでなく、正常貿易によつて貿易をやつて行く、特需がなくなつてもやつて行けるやうにして行きたいといふのが、まず第一の念願でございます。しかし特需がありますれば、それは余分としてまたそれだけ国際収支のバランスに影響するところが多いのでございまして、今後朝鮮休戦、すなわち東洋に全面的な平和ができるというやうな見通しがつきまして、しかもある種の特需があるといふことになりますれば、やはりお説の通りに、輸出産業と同様なものでございまして、これに對しては相當に考えを新たにしまして、新しい方策を考えて行かなければならぬと思ひます。ただいまのところは、そういう輸出産業に非常に重点を置いていろいろ画策をしておりますがごとく、特需に對する画策、考慮はまだ緒についておらぬ次第であります。

○柳原委員 大臣の演説の中に、先ほど言いましたやうに、特需がある程度減少しても、朝鮮復興特需といふものに相當の期待が持てるから、国際収支についてそんなに心配しておらないといふやうな意見があつたのであります。が、この復興特需といふものは、国連朝鮮復興機關の競争入札でありまして、現在の日本の物価高において、輸出が不振な折から、この復興特需に對して相當の自信を持つておられるのかどうか、その辺について御説明願ひたい。

○岡野國務大臣 これはお説の通りであります。アンクラが出て来るといふことになりますれば、これは國際的な競争入札でございますから、コストの非常に高い日本といひましては、将来非常に苦しい立場に立つと思ひます。その点におきましては、私は今後いろいろ／＼金融の面とか、あるいは金利とかいふやうなものにつきまして、またできれば税法上の何か措置でもとりまして、これに對応するやうにやつて行きたい、こう考えております。

○柳原委員 アジア並びに太平洋諸國へ、MSA援助資金が相當うまく流れていることは御承知の通りであります。が、このアジア、太平洋諸國のMSA援助資金から、日本へ過去どれほどの買付が行われたか、御説明願ひたい。

○岡野國務大臣 ちよつとまとまつた数字を記憶しておりませんので、もし政府委員が知つておられますれば、政府委員から御答弁申し上げます。

○中野政府委員 昭和二十七年の、いわゆる広義の特需の内訳といひまして、海外需要という項目がございまして、これが今仰せになりました、アジア諸國に對するMSAの援助資金のみではないのでございまして、それが二十七年の実績において、二千六百万ドルと調査いたしております。

○柳原委員 詳しい数字はわからないやうであります。が、日本の國がこのMSA援助の資金によつて、相當外貨を収入し、わが國の産業が潤つてゐることは事実でございます。今年は御承知のやうに、このMSA援助資金が十億ドルを突破いたしました。そういうことになりますれば、わが國は、日本を除くそのMSA援助の資金といふものに、重大なる關係を持つて参ります。そういうことになりますれば、日本の國が今MSAをどうするかと国会でいろいろ議論をいたしておりますが、しばらく日本のMSAを受けるか受けまいかという議論は別といたしまして、この日本の國に重大なる影響をもたらすところのMSA援助資金といふものを、諸外國はどういう条件でこれを受けておるかといふことは、通産大臣としては非常な關心を寄せられてゐることだらうと思ひますが、過去、大臣はこのMSA援助資金について、諸外國との間にどのような条件で結ばれておるかといふことにつきまして、御勉強、御研究されたことにつきまして、概要もいつつこうでありますから御説明を願ひたい。

○岡野國務大臣 一応話は聞いたのでございまして、あまり広汎のもので、御答弁を正式にするだけの知識が固まつておりませんから、政府委員に答弁させます。

○中野政府委員 私もまだ勉強が足りませんが、私の存じております範圍でお答え申し上げます。その前に、この相互安全保障計画、MSAの内容は、軍事援助、経済援助及び技術援助の三つにわかれておるのでございまして、その内訳は、御承知の通り五十数箇國、ヨーロッパ、あるいはNATO—北大西洋同盟の諸國及び近東地区の各國及び北アフリカの諸

国、台湾を含む東南アジアの諸国、ラテンアメリカ諸国というふうに大きく分類いたしますとわかれております。そのうちヨーロッパ、近東、アフリカ等を取除きまして、東南アジアにおきますMSAの状況を簡単に申し上げますと、これらの諸地域においては、共産主義勢力の侵略が行われ始めておる。しかも世界第二次戦争後の国力、経済力の疲弊がまだ回復しておらない。また戦後新たに独立を獲得した国もある。しかしそれらの新独立国においては、政府の力がまだ獲得されておらず、MSAといいたしましては、軍需品そのものの供与をいたしておる。ところもございまして、機械、原料等の供給をいたしておる。ところもございまして、また軍事技術の援助、訓練等をしてございまして、今申し上げました国別の援助の金額等につきましては、後ほど資料にまとめておられる範囲でお配りしてはいかうございまして。

○柳原委員 どうも勉強が足りないように思ふのです。しからば、過去わが国にMSA資金によつて買付を行つた国はどの国とどの国か御説明願ひます。そういうことが通産省でわかつておらないということは不可解に思ふのです。

○山手委員 今の問題に関連するのですが、駐留軍の方で発注しておる砲弾そのほかで、正式には今統計を申されまして中に入つておるだろうと思ふのでありますが、いわゆる特需になつておつて、砲弾の引取りだけは保安隊がしておる、こういうものが相当の額に上つておるようでもあります。これはどのくらいあるものか。MSAの援助を日本が受けることになつた場合に、従来からすでにそういうふうな特需というものであつたおつたものを、これから振りかえられたりするような事態もあり得るわけですか。そういうものがどのくらいあるか、ここで明らかにしてもらいたいと思ひます。

○中野政府委員 MSA援助に切りかえられるかどうかという問題は別問題といたしまして、日本において今日まで特需として兵器の受注を受けました金額は、二十七年年度において四千百万ドルでございまして、この四月から六月にかけては、さらに二千数百万ドルが追加されて、合計六千数百万ドルに相なる見込みであります。

○山手委員 品物を向うが注文して、日本側が砲弾なんかを受取れというふうな指令を受けておるものがどのくらいあります。

○中野政府委員 今までの向うの兵器、弾薬の特需として発注せられたもの、それが製品としてでき上つて、そのうち日本が受取れと言われておる数字でございまして、それは保安庁その他の関係がやないかと思つておりますが、通産省としては存じておりません。

○長谷川(四)委員 これは大臣として、通産省全般がどういうふうな考えで、おるのかしらないけれども、MSAの問題を他山の石のようにお考えになつていけません。これは外務大臣の問題ではあります。日本の経済をどう持つて行こうかという、あなた方が考へておるところの産業構造の一端をどういうふうな持つて行こうかという

経済の基本的なものでなければならぬ。これを大臣も、また局長も、MSA問題は、よその問題と考へておるんじやないですか。これは日本経済の根本の問題でなければならぬ。今予算委員会でもMSAの問題がたゞさん出ておりました、主として外務大臣に質問があるようございまして、けれども、実際の国内経済という点から言つたならば、全部あなたが持たなければならぬ問題になつて来る。こういうような考へからいつて、それでは大臣に伺ひますけれども、先ほど言つておる軍事だ経済だといふこの三つのうちで、MSAの援助をとるとすれば、どれを基本としてあなたは受入れて行きたいというお考えを持っておりますか。

○岡野閣務大臣 今御承知の通りにMSAの問題が問題になつておりますが、それは何で問題になつておるかと思ひますと、軍事援助になるかどうか、経済援助になるかどうかというところで問題になつておるのだらうと思ひます。われわれといたしましては、これはいづゆる国家最高問題でございまして、通産省の貿易第一主義から申しますれば、むしろ多い方がいいのであります。私どももいたしましては、経済援助の形にいたしたく方が、ぐあいがいいんじゃないか、こう考へております。

○長谷川(四)委員 あなたのお考えはそれでいいと思ひます。そこで一つ伺つておかなければならぬ。しからばあなたは、輸出品のどういふところに重点を置いて今後日本の産業の発展をはかろうと考へておられますか。

○岡野閣務大臣 大分むずかしい問題と私は思ひます。と申しますことは、御知承の通り今日日本の輸出貿易の大宗をなしておるものは、いわゆる軽工業品でございまして。軽工業品というものは、日本の輸出の約半額以上を占めておりまして、われわれとしてはこれをネグレクトすることはできない問題です。しかし東亜並びに日本を中心とした貿易政策の上から行きますと、はたしてこの軽工業品によつて今まで通り日本の輸出貿易が維持されて行くかどうかという点に対しては、私は多大の疑問を持ちます。そこでわれわれといたしましては、何といたしまして、貿易によつて立国し、同時に経済の自立をして行かなければならぬのでございまして、そうすれば、相手方の市場において何を欲しておるかということをよく探究して、その探究によつて、できるだけこちらでもその品物を出して売りたい、こう考へております。そういたしまして、ただいまの私の見通しといたしましては、やはり将来重化学工業品というものが、日本の重要な輸出品にならなければならぬのではないではないか。こういうふうな私の見通しであります。

○長谷川(四)委員 関連してもう一点……私は大臣のお考えを云々するわけではないけれども、もうすでに大臣も、政策としてはつきりとしてこれで行こうというお考えが出ていないわけばならぬ。朝鮮の特需というふうな考え方、これがあつたために、現在の日本の経済界というものが、世界的な経済から見て、いかに不幸であつたかというところを一面考へてみなければならぬ。しかしこれと並行して、あなたのお考えを早急に樹立して行き、樹立するばかりでなく、同時に積極的

にこれを行つて行かなければならぬ時期が来ておるのであります。朝鮮の特需なんというものは日本の経済をいかに墮落させてしまつたか、日本国民までも墮落させてしまつたか。私は日本国民として実に残念にたえない。けれども今日この特需があり、また一面この特需のために生きておつたとするならばやむを得ない。しかしながらこれらに対して、大臣が今言つたような方向に進んで行くというならば、これから考へて行くというのならば、ことごとく、ほんとうに積極的に行つてもいいと思ひます。これに對して何か御意見があれば伺ひます。

○岡野閣務大臣 私の見通しといたしましては、やはりそういう方向へいろいろ施策をやつておるわけでございます。これはもうすでに前大臣当時から考へておることでございまして、重化学工業品を買いたがつておるのは東南アジア方面でございまして、東南アジア方面におきまして、そういうふうな買意欲というものがあつて以上は、これに對して買はせるといふ意欲を促進するためには、やはり日本の技術を知らせ、また日本に貿易をさせるのに都合のいいようにして行かなければならぬのであります。東南アジア方面に技術の相談室とか、あるいは視察団の派遣をいたしますとかして、向うの市場並びに需要の状況を十分くみとるという施設をいたす。同時にたゞいままで非常な欠けておりましたことは、被占領下でございまして、いたし方もございせんが、日本というものは、また日本の生産品というものが、また日本の技術というものが、向うにあまり

徹底しておりませんから、これを宣伝して、よく知らして、向うの買意欲をます／＼増す、こういう方向にいたすように／＼施策を考えております。

○長谷川(四)委員 もう一点ついでに伺つておきたいのですが、大臣のお考えで今後の産業を進めて行くとする場合、これらに対する長期の計画も立てなければならぬし、長期の金融の面も考えてやらなければならぬであらうし、国策としてやる以上は、当然考えなければならぬ。従つてこれらに対して何かお考えがありましたらば明らかにしたい。

○岡野国務大臣 大体の施策をまとめておりますから、ひとつ政府委員より御説明申し上げます。

○中野政府委員 特需の見方はいろいろお話がございしますが、当面外貨収支の上に占める影響が多いのでございまして、これを維持します特需振興対策といいたしましては、まだ決定はいたしません。が、大体の考え方は、先ほどお話をいたしました通り、輸出振興に準ずるといふような考え方でありまして、と申しますことは、生産費の切下げ、合理化、価格による競争力をつける、また資金の調達をはかるといふような観点からいたしまして、輸出振興外貨資金制度は今日まで特需には認められなかつたのでございしますが、これをある程度特需に適用してはどうかということも、目下研究いたしております。

それから現在貿易手形に準ずるような金融措置を講じておるのでございしますが、その納期をさらに受注の期間に応じて延長するというのを考えております。これは兵器及びその他一般の特需でございしますが、そのうち兵器、

弾薬あるいは火薬等の産業の助成措置といいたしましては、先ごろ火薬等に実施しました通り、国有財産である旧軍工廠は払下げでなしに貸付にいたしまして、払下げ代金よりも貸付料金の方が安いわけでもございまして、原価に織り込まれる率も少い、価格も安いだろう、こういうことで、貸与の方針をとつております。また開発銀行の財政資金の貸出しでございしますが、昨年度、さらに本年度も、ある程度兵器産業についておくを設けたいといふ考へて研究を進めております。また場合によつては、その兵器産業に対する開発銀行の貸出し金利なども、下げる方向に向つて研究をいたしたい、かように考へております。そのほか兵器、弾薬類の製造に使用します専用機械であつて、輸入を要するものにつきましては、輸入税の免除といふような措置を考へてみたい。それから兵器、弾薬、特需産業につきましては、ただいま企業合理化促進法によりまして初年度五割という特別償却制度が認められておるのでございしますが、これも必要な兵器、弾薬の工業等については、特別償却等によつて、当該企業の内容を強化するといふふうに考へております。

以上五、六の点について事務的研究を続けております。

○永井委員 関連質問をするつもりでありましたが、議事進行について……

先ほど大臣は、朝鮮の捕虜問題についての話合はいついたけれども、あとには政治会議その他残つておるから、ここ二、三年はまだこういう状態が続くだろうといふような、今の世界情勢、あるいは朝鮮事変に対する見通し

の認識が相当にわれ／＼とずれております。運輸省では、もう朝鮮から引揚げて来る兵隊さんの輸送計画まで立てておる。そういうようなときに、二年以上こういう状態が続くだろうといふ認識の上に立つて経済を考へておるといふずれ方でありまして、またMSAの問題について、軍事援助、経済援助、技術援助という三つの方式があるというが、今問題になつておるのは五百十一条の軍事援助の内容、軍備を拡張しなければならぬといふ内容が入つて来るのが問題になつておるのであつて、この法案自体はアメリカ防衛と安全のためにこれを行うのであつて、日本の経済、慈善事業のためにこれをやるのではないのであります。そういう問題が、現在大きく世界的な情勢の変化によつて経済的な転換の時期が来ると、それが大きく日本に波及して来ようといふときに、朝鮮問題については二年以上こういう状態が続くだろう、MSAについては経済援助が希望だ、こういうような実態からずれた話をしていたのでは、全然問題にならないと私は思ふのであります。でありますから、われ／＼はこういう議論を進めて行く場合に当たつて、一体朝鮮事変に對して大臣は正確にどういふ認識をしておるか、MSAの現在の進度に對してどういふふうな考へ方を持つておるか、この意味するものが何であるのか、こういう認識をまず明確にしなければ議論がはつきりして来ないと思へるのであります。そういう意味において、あらためて朝鮮事変に對する大臣の考へ方、MSAが現在わが国において、政治問題としてこれだけやかましくなつておる問題がどこにあるのか、

こつちは経済援助を希望するのだ、その金額の問題が問題なのか、軍事援助というふうな内容が問題になつておるか、この二つの点をまず明確にしたいだきたいと思ひます。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。朝鮮事変の見通しについて運輸省が準備をしていること、私が考へておることと何か矛盾しているといふようなお説でございします。これはおそれる軍の方面でそういうようなことの指令が出たのかもしれないが、しかし御承知の通りに経済といふものは何か動けばそのときに金が入ることとはわかつておるのですから、むしろそういうことで、やまつたといふことそのものによつて軍の移動でもあるといふことになれば、やはり日本の経済としてはそれだけ活動力が増すのでして、これはいふゆる貿易に關することではございしますから、貿易はよくなる、こう私は考へていいと思ひます。

もう一つ、認識の点でございします。これは先ほど申し上げましたように、捕虜問題がまだほんとうは片づいておらぬのですが、捕虜問題を片づけるにつぎまして、一昨年の七月から約二年間かかつてこまで来ておるのでございしますから、この問題よりもつと大事な政治会議があとに控えておるといふことになりまして、この朝鮮事変がほんとうに片づくといふのは少し先の都合じやないか、そういういたしますれば、やはり両方とも軍備といふものをそろそろ／＼ダウンしてしまわない——少くとも朝鮮戦線において国連軍方面でスロー／＼ダウンすることはないのであるといふ私の考へ方でございします。そこでアメリカの國務省

方面でも言つておりますように、二年間くらいは日本に對する特需はあまりかわらないだろうといふことは、私もそうであるかと判断をしてゐる次第であります。

それからMSAの問題は、なるほど予算委員会などたいへん問題になつておりますけれども、このMSAの問題が軍事援助であるのか、経済援助であるのか、技術援助であるのかは、まだ政府といたしても承知しておらぬ次第でございしますから、私自身も承知しておらぬのであります。しかしながら私は貿易の面から申しますれば、日本に金の入つて来る何かのことがあるといふことは、まずわれ／＼が一生懸命に努力してあります輸出第一主義に徹底するためにいろいろな準備をし、また政策を行いつつありますが、それを行つたに非常な都合がいろいろございします。結局特需のある間にわれ／＼は自立経済に持つて行こう、その特需が一、二年確保されるという見通しがつくならば、われ／＼として十分なる施策ができる、こういうことに考えられますから、その点は御了承願ひたいと思ひます。

それから、きのうある議員からこういふようなおしかりをこうむりましたので、これは席が違ひますけれども申し上げておきたい。私の言葉はときどき足りないものでございしますから、事実として二年くらいは特需があるといふようなことを見て計画を立てておると申し上げましたところが、世界の平和を希望するのはあに日本人ばかりではないが、特にわれ／＼は世界の平和を希望しているのだ、お前は特需が二年も続くと云うが、平和を欲しないの

方面でも言つておりますように、二年間くらいは日本に對する特需はあまりかわらないだろうといふことは、私もそうであるかと判断をしてゐる次第であります。

かというお言葉をいただきました。しかし私はそういう意味ではなくて、貿易政策の立場から、事実を事実として、そうしてそういうふうな余裕があるならば、その余裕の間に自立経済を立てて行くというふうな努力をますます深めて行かなければならぬ、こういう客観情勢を申し上げたのであります。決して私といえども世界の平和、東洋の平和というものに非常なる熱意を持つていないのじやない、これだけを御了承願つておきたいと思ひます。

○柳原委員 話がMSAに入りますと、政府の答弁は非常にわけのわからない形を持つて参ります。それは岡崎外務大臣が言つたごとく、まだ正式な交渉は受けておられない、こういうことでございませうから、一応それで通るかわかりませんが、さて時たま／＼国会の予算委員会と相呼応いたしまして、二十三日にアメリカの國務省がこういうことを言つております。日本とMSA協定締結については、確かに正式な交渉は行つてはおられないけれども、MSA援助計画の一般的性質を日本に知らしておることは事実であると言つております。そうしますと、これは先ほど言いましたように、MSAとわが国の産業というものが密接不離な関係である関係からながめまして、岡崎外務大臣も、この日本に知らしておるこの援助計画の一般的性質だけは確かに御存じだろうと思ひます。これは御存じない私は逃げられないことだと思ふ。そこで大臣は今までどういうふうな——閣議においてでもけつこうです。岡崎さんと相談の結果でもけつこうです。援助計画の一般的性質を日本に知らしておると言つておる

が、その一般的性質について大臣から御説明が願ひたいのであります。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。これはたしか昨日でございまして、来たというのを、予算委員会でも臨席しておつて私は聞いたことであります。まだ岡崎さんとその話合ひをする機会もございませぬし、明日閣議がございませうから、そのときに岡崎さんといかなる向うのお示しがあつたのかよく聞いてみたいと思ひます。

○柳原委員 それはおかしいと思ふのです。國務省はごく最近に一般的性質を日本に知らしたのではないのです。もつと以前にされておるはずなんです。日本の誤解を招くごとき、こういうことをアメリカの國務省が発表した以上は、少くとも通産大臣である岡崎さんがその一般的性質を知られないといふことではないはずですか。何かお忘れになつたのではないですか。

○岡野國務大臣 これは正直に申し上げます。今まで外務大臣にそういうことを聞きましてけれども、何も話がないので話す材料がないというところで、閣議でもそう言つておられて、私自身といつてもわからなければいたし方がないだろう、こういうことであります。各大臣とも同じような立場でございませう。

○柳原委員 どうも岡野通産大臣は腰が弱いような気がいたしました。将来の通産行政に前途暗胆たるものを思わせるものがあります。私は岡崎さんが外務大臣に対して積極的に質問されてもしかるべきものだと思う。そういうことについては私は努力が足りないのではないか、こういうふうな思ふのであります。まあ知らなければ知られない

として、今後とも大いに勉強してもらいたい。先ほど私が質問いたしました中の、日本の国にMSA援助によつてどれほど買いつけておるか、その国はどこどこか、こういうことについてはあとから資料でけつこうでありますから提出を願ひます。

それからMSAの問題につきましても、関連質問もただいまあつたごとく、また他の議員からたくさん質問があると思ひますので、私はきようはまずこの程度でやめまして、後日の機会に質問を譲りまして、その問題とは離れますけれども、大臣に一つ聞きたいのは、せんだつて首藤新八議員から質問がありまして自転車の振興費についてありますが、その第十條には、競輪による國庫収入の三分の一以内に相当する金額のものを、政府は自転車の振興のために必要な経費に充てなければならぬ、こういうふうな義務規定がうたつてあるのであります。この法律に基づいて、過去年々三億ないしは四億という金が、市中金融機関を通じて、自転車の振興のために融資されておつたのであります。今年度も四億の予算が組まれておつたのでありますけれども、今回の中小企業金融公庫の中へこの四億が組み入れられてしまつたに、せんだつて首藤さんが言われたやうに、こういう単独法によつてそういう金が当然通産省へ出なければならぬ、振興費として使わなければならぬ、こういうことになつておるのにもかかわらず、中小企業金融公庫の方へ包含されてしまつたと、通産省の支配権からはずれてしまふんじやないか、こういう心配が起つておるのであ

ります。今までは通産省の支配権と申しますか、支配のもとに四億というお金が使われておつたのであります。今回は通産省のわくからはずれまして、大蔵省に移管された形になり、そういう中小企業の金融公庫から出るといふことになる、通産省としては非常に大蔵省にいかれてしまつた、こみやられた話になります。この四億はもとでもらいたい、金融公庫から出して、そうして振興費として四億を計上するのが当然じやないか、それがこの法律に盛り込まれた趣旨なのであります。こういうことについて岡崎さんは知つておられるかどうか。もし知られないとしたならば、大いに勉強してもらいたい。それから官房長からこの前の首藤さんの質疑について研究されるはずでございまして、御発表を願ひます。

○石原(武)政府委員 この前質問がありました競輪の資金の問題について、お答えをいたします。ただいまお話がありまして、法律によりますと、予算の定むるところによつて三分の一以下の金を自転車振興に使へという規定になつております。お話のように、予算の定むるところによりということ、今回の公庫から競輪の方に金を出すと、いふことが今の法律の規定の適用上、はたしてそれでいふかどうかというのが御質問の第一点だと思ひますが、これはただいま予算書を持つておられますが、政府機関の予算書に公庫の出資八十億の予算が載つておりますが、その中に明文で自転車関係の貸付を含むといふことを明記してございませう。従いましてこれは大蔵当局の見解も確かめたのでございませうが、今法律に要求

してあります「予算の定めるところにより」といふ条件は、一応それで満たされておるといふふうな考へておるわけでありませう。

次に、四億という金額は、実はそこにはもちろん載つておりませぬ。八十億の中に自転車関係の貸付も含んだといふ点だけがあるわけでありまして、四億という金額はその中にありません。従つて四億をいかに確保するかという問題になるかと思ひますが、四億の点は、これは従来のいきさつもございませうので、公庫の資金を運用いたします際に、その分はひもつきで自転車関係の振興のために使われるようにいたしたいと考へております。この点は大蔵省も同様で考へておりますので、公庫は大蔵省と通産省の共管でございませうが、その点の確保については十分努力をいたすつもりでございませうし、また間違ひなく確保できる考へであります。以上のようなことで、一応公庫に乗り移つて、四億という金額が入つておるような次第であります。

○柳原委員 それは大蔵省と官房長が話されて、必ず四億というひもつきと申しますか、保証できますか。

○石原(武)政府委員 ただいまのお尋ねの点につきましては、大蔵省の主計当局とも相談をいたして御返事を申し上げます。

先ほどの法律と予算との関係につきましては、大蔵省の解釈もまづたく同様であります。それから大蔵省といたしまして、四億の金を自転車関係に出すことについては、まづたく異存がございませぬ。またこれは今の法律の趣旨から申しましても、約三分の一に該当する金額を自転車関係の資金に出

さなければならぬわけでありませう。従いまして従来とも予算面におきましては、自転車関係に明記されている金額は三分の一近くはなつておりませう。これは御承知の通りかと思ひます。本年予算におきまして、自転車関係の方に予算科目上明記されているのは一億弱じやないかと思ひます。ただこれは通産、大蔵両省の間におきまして、自転車関係に出す経費につきましては、おの／＼積算をされているわけですが、それで本年度におきまして、大体六億ぐらいの金を自転車に出す。昨年度におきまして同じでございませうが、それは各費目につきまして、両省間でこの費目のうちこれぐらいの金額は自転車に出すんだという了解ができていたわけですが、それで今回の場合にございまして、今申しました点は、たとえば試験研究の補助金でございませうと、各種の補助金につきましても同じようなことがありまして、一本で予算が出ているわけでありませうが、そのうちのこれだけの金額は自転車関係に出すということが積算の基礎にあるわけですが、これは両省の間にもちろん話し合いのできていたものでありまして、ただいまの四億についてもまったく同様でございませう。これにつきましては、通産省におきても、もちろん大蔵省におきても、異存がないと考えております。

○柳原委員 そうすると、最初は通産省では公庫の中へ入れる気持でなかつたのだけれども、大蔵省の要請によつてそこの中へ入つてしまつたんじゃないですか。そこら辺のいきさつは説明が困難かも知れませんが、どうもわれわれから見ているとこみやられたような感じが受けてしやうがないのです。説明できますか。

○石原（武）政府委員 たいまお尋ねの点は、率直に御返事を申し上げませう。われ／＼が当初大蔵省に本二十八年度予算を要求いたしましたときは、お示しがありましたように直接貸付と申しませうが、昨年度と同じような形で要求をいたしましたわけでありませう。御承知のように公庫の問題は、当初通産省といたしましては、あるいは御承知かと思ひますが、特別会計というふうなことも考えておつたようないきさつもございませうので、公庫から四億を自転車関係に出すという案ではなかつたのでありませうが、その後予算折衝で、中小企業については公庫をつくるというふうな話になりまして、その際に現在の案のような形にかつたわけでありませう。

○柳原委員 ひとつ四億の確保については、極力努力してもらいたいと思ひます。これは通産省を鞭撻する意味で、私は特に申し上げたわけでありませう。さて次に最近民間におきまして、日本のいろ／＼な商品が過剰生産である。そういうときにあたつて、この過剰生産を解決する意図において、また海外へのわが国の商品の宣伝という意図も加味して役務賠償ということもさることながら、現物賠償、こういうことについて盛んに検討が加えられていくやうであります。さきの国会で、御承知のように議員提出で中小企業安定法というものがございまして、その過剰生産に対していろ／＼と苦慮している。今そういう段階だろうと思ひます。そういうときにあたつて現物賠償については、通産大臣は何か考えられ

たことがあります。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。私は貿易という立場から見まして、現物賠償というもので実は考えていないのです。せつかく国民の皆様が一生懸命に努力して、売れば外貨になるというものを、むしろその賠償も外貨の形で出て行くことに間接的にはなつてございませうが、非常な努力をしてつくつたものを、それを賠償に充てるというところは私は否定的でございませう。しかしこれは賠償の問題でございまして、大きな見地からいへば、検討しなければならぬのでございませうが、通産大臣たる岡野の考えといたしましては、役務賠償と書いてあります以上は、役務をやつていただいた、それうしてつくられた品物というものは、やはり代価をもらつて外国へやる、こういうことにして行きたい、こう考えております。

○柳原委員 今わが国におきましては、過剰生産であるかないかという点について、質問が非常にややこしいのですが、輸出と国内消費という面からながめて、現在の生産というもののについてどんなふうになつておられるか。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。石炭あたりが貯炭が多くなつて過剰じやないかというやうなことが一部に言われておりますけれども、私は今後貿易によつて国を立てて行くという意味におきましては、ただいまのところ過剰生産とは認めておりません。ますます生産を増強し、同時にその品質をよくし、値段を安くして、そうしてたくさん輸出貿易をして国際収支を合せて行きたい、こういうやうな意図を私は持つております。

○大西委員長 加藤清二君。○加藤清二委員 私は前者の質問と重複することを避けて、主として中共貿易及びこれに少々関連のありませう。外貨割当の点についてお尋ねしたいと存じます。もし前者に許されたほどの時間をいただければ、この際肥料問題と繊維の問題についても、二、三お尋ねしたいと思ひるのでございませう。

○柳原委員 今わが国におきましては、過剰生産であるかないかという点について、質問が非常にややこしいのですが、輸出と国内消費という面からながめて、現在の生産というもののについてどんなふうになつておられるか。

○岡野国務大臣 これは前大臣当時からも非常に心を配つておることとてございまして、文部省とは違ひまして、業者がたたくさんあり、その業者の権利もしくは利益というものに非常に密着につながつておる行政をしておりますので、あるいは特別の裁量をしてくれというやうなこともないではないかと思ひます。現に私は就任後一箇月になります。各方面からいろ／＼な陳情が出て参ります。しかしながら、御承知の通りに、今までとかくさういふやうなうわさを立てられた省でございませうから、今後私は十分職員を引締めて、絶対的にさういふやうな疑いのかからないやうな、ガラス張りの中の仕事にして行きたいと、こう考えて、就任の当時にさういふことをよく職員諸君にもお願いをしておる次第であります。今後ともいゆる陳情政治にならないことを念願してやつて行きたいと考えております。

○加藤清二委員 御説の通り業界と密接な関係がありますので、われ／＼自身も業界からいろ／＼なことを頼まれることもなきにしもあらずでございませうが、とかくここで論議されること、多く業界の代弁になるというやうな傾向をよく見受けるのでございませう。また大臣の施政方針の演説なるものが、過去においてもさうでございませうが、日経連、経団連の陳情書を継ぎ

いて、大臣としてはどのようにお考えになり、将来もさういふ問題が惹起したとするならば、どのような態度において事を未然に防ごうとなさるか、その点をまず第一にお尋ねしたいのでございませう。

はぎにしたいな感じを受けること

もございませうけれども、通産省といたしましては、一体民主主義の折からで

すから、業界の指導育成の立場上、意

見は大いに微かなければならないでござ

いませうけれども、毅然とした態度

というものが確立されているかいな

やという点についても、もう一度念を

押しお尋ねするわけであります。

○岡野国務大臣 お答え申し上げま

す。われ／＼はやはり日本の経済の自

立を目的としておるものでございま

す。同時に日経連とかあるいはその他

の経済団体あたりも、やはり日本の経

済を進展させて行きたい、これは立場

が違ひまして、われ／＼は公平に全国

のあらゆる国民にその意を得させると

いうことが政治の要諦でございませ

うが、しかし業者々々々々々々々々々々

によりまして、自分の事業を進展して

行こうという。しかしとにかく経済の

対象はやはり日本の業界でございま

す。事実はずなわち畑が同じでござ

いますから、われ／＼の認めるところと

業界の志すところとが同じようになり

ます。しかしまた民主主義でございま

すから、業界並びに国民の皆様が、こ

ういうふうな経済を運行して行きた

い、こういうことはわれ／＼は十分尊

重して政治をやつて行かなければなら

ぬと思ひますので、申し上げること

も、業界のこともしくは中小企業のい

ろいろの方面と意見の一致する点もご

おります。

○加藤(清)委員 通産省の係官の不正

をなじる前に、まず随より始めよう、

大臣の、われ／＼みずからがもつて範

を示さなければならぬ、毅然とした

態度でこれに臨まなければならぬと

いう御意見に対して、私は賛成するも

のであります。とかく社会党が質問す

ると、何でも反対する／＼というふう

に、地元の人まで言うのであります。け

れども、ほんとうに日本経済の復興、

民生の安定を考へて行われることであ

るならば決して反対はいたしません。

しかしその民生の安定、経済の復興を

度外視して、ある一部分の少数の方々

の利益を代表するような政策が打出さ

れて来た場合には、遺憾ながらこれは

反対せざるを得ないのでございます。

そこでもう一つだけそういう立場か

らお尋ねしたいのでございませうが、

この省に限らずどこでもそうござい

ますが、特に先ほどからもお話が出て

おりますように、大蔵省、外務省、農

林省あたりとかくつながら多い。

先ほどのお話にもございませうたよう

に、大蔵省に抜かれてしまつたのでは

ないか。あるいは中共貿易に例をとつ

てみましてもそうでございませうが、大

蔵省及び外務省との関連性が非常に多

い。その場合ほんとうに通産省として

の立場を強く推進されようとしていら

つしやるのですか。あるいは長いもの

にはやむを得ぬから進められて行け、こ

ういう態度で臨まれて行くのでありま

すか。この点を、内田さんがああい

ふうになつた矢先でございませうから、

ひとつしつかりと承つておきたいと存

じます。

考え方でありませうが、わが子となれば

かわいという感じがございませうか

ら、通産大臣になればやはり通産行政

をうんと進展して行きたいという意欲

並びに欲望はたくさんあるものであり

ます。ただ問題といたしまして、どうし

たら民生安定、国利民福のためになる

かという大きな立場から見ますなら

ば、セクシヨナリズムにあまりとらわ

れることはよくない、こう考えまし

て、譲ることは譲りますけれども、こ

れは何で譲るか申しますれば、一番

よい方法で日本の経済に役立つとい

う結論に到達をいたしますれば、私はあ

まりセクシヨナリズムにとらわれるべ

きではない、こう考へておるものであ

ります。これは私の考へてございま

す。しかしやはり人情は自分自身の通産省

がかわいから、通産省の事業の進展

のために努力するという下心はむろん

であります。

○加藤(清)委員 セクシヨナリズムに

ならないということは、かつて通産大

臣をやつていらつしやつた大蔵大臣に

そつくりそのまゝその言葉を実行に移

していただきますと、将来この通産行

政がもつと円滑に行くのではないかと

存じますので、ひとつかつての通産大

臣であつた大蔵大臣によろしくお話し

ただしまして、ぜひ真に経済の復興に

大蔵省としてもなお協力されるよう、

ひとつ要請方をお願いするわけであり

ます。

さて私のお尋ねしたい本論に入るわ

けであります。通産省は今度日本貿

易の現状という一書を公にされまし

た。そうして輸出貿易の不振の状況を

明らかになさつた。日本経済の将来と

感謝しておるわけでございませうが、そ

の白書によりまして、日本貿易の警鐘

となると同時に、中日貿易を渴望とし

おります国民的感情に一層の拍車をか

ける原因となるではないかと考へてお

るものでございませう。そこでこの際

ひ中共貿易について岡野大臣の御所見

を伺いたいわけでございませうが、大

臣は国会においても業界代表との懇談

会におかれまして、日中貿易の拡大の

公約を盛んに行つていらつしやるよう

でございませう。これまた道徳の高揚と

同時に私は歓迎するところでございま

す。決して反対ではございませう。

たといそれが抽象論であつたとして

も、まさにおほれようとしておるとこ

ろの業界にとつては、地獄で仏に会つ

たような感じではないかと存ず

るわけでございませう。しかるに岡崎外

務大臣の答弁より散見されるところか

ら考へますと、日中貿易はそれほど期

待がかけてられていない。むしろ悲觀材

料の方が多い、こういう状態ではど

うな態度でこの中共貿易に臨もうと

なさつていらつしやるのか。しつかり

したところを承りたいと存ずる次第で

ございませう。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます

す。これはよく誤解がございませうの

で、一応私の考へる基礎から申し上げ

ます。

御承知の通り日本は国連協力をいた

しておりますから、国連協力の線に沿

うて国際的義務を果すということ

は、これはどうしても免れないところ

であります。しかしながらその国連協

力の範囲内においてもできるだけの努

力をして中共に対して輸出ができる、

そういうようなことは私は努力をして

おる次第でございまして、個々にお

いて／＼制限物資などがございま

すので、われ／＼といたしましては、そ

れをできるだけ制限をとりはずして、

向うがほしいがつておる品物を輸入を

せて行きたい、こう考へております。

ただいつも申し上げますように、戦前

と違ひまして向うの経済内容が大方

わつておりまして、一般的に考へられ

ておる、すなわち昔中国貿易をして

つた人の考へておるような調子に向

うて物をほしがつておるかどうか。こ

れは私はそうではないと思ひます。それ

から、同時に向うは管理貿易でござい

ます。ある種のものは日本でもよく

つても出さないものもありまして、し

つたまたこちらから売ろうと思ふもの

を買わないというような、単独の意思

によつて決定せられるというようなこ

とでございまして、また今正式に日本

の代表者を向うで受入れるとか、ま

たこちらで向うの正式の政府の代表

を受入れることは外交上の問題でござ

いまして、どうもその辺は外交的に

いろいろ不満があるのでございませ

う。ただ私といたしましては、今まで

は二十七年でも六十万ドルくらいの輸

出貿易ができたということは、すなわ

ちその間に貿易の道がついておるの

だ、その道があるならばその道をど

／＼拡大し、そうして売れる品物を

国際信義にもとらないうに広くて

売って行きたい、こう考へてゐるわ

けです。それで大した期待はむろん初

めから私は考へられないのでござい

ますけれども、しかし輸出貿易第一

主義に徹底します以上は、いかなるさ

伸ばして行く、こういうようなことが私は日本の貿易を促進して行く一番大事なことだと思ひまして、中共貿易を考へてゐる次第でございます。

○大西委員長 加藤委員に申し上げますが、まだ日程が二つありますので、なるべく簡潔にお願いいたします。

○加藤(清)委員 簡潔にということですが、今国会が始まつてから、私の質問は今までつとつと増えまして、きつて来て、きつて初めて許されたのでございませうから、まことに恐れ入りますが、無理は言いませんけれども、もうしばらくお願いいたします。

○大西委員長 実はきつて土地調整委員その他の方にこちらへ来てもらつておるのでありますが、三時半ごろから帰られなければならぬような方がありますので、その間に始末委員の問題を議題にしたいという心組みから申し上げておきます。

○加藤(清)委員 わかりました。それでは私は一方的な無理を申し上げても何です。一歩譲るといたしまして、私の質問を途中で切られるわけなんですから、あとで継続していただくというお約束をしていただければ、少々延ばしても構ひありません。けれども、もしもきつても御質問をしておかなければならぬ緊急な問題が中共貿易以外に一つだけあります。そこで中共貿易の途中です。中共貿易のことをもう一点だけ御質問いたしまして、あとは途中で切りましてお譲りするとして、そのあともし時間がなくて、も一点だけ別な問題でお尋ねしたい、それでよろしいやうございますか。

○大西委員長 どうぞ。

○加藤(清)委員 ではちよつとお尋ね

いたします。ただいま、日本の去年の貿易は六十万ドルであつた、そこで道が開けたとおつしやいました、まさにその通りでございます。ところで、国情だとかあるいは思想だとか、いろいろな点がかつておるので、それほど期待ができないというお言葉でございます。このお言葉を返すような材料でまことに恐れ多いことではございますが、一九五二年に日本大蔵省税関部の統計によりますと、英国は同じ中共に對して千二百二十八万ドルの大きな貿易をいたしております。スイスは千七百八十三万ドル、イタリアは千八百八十六万ドルというように、あつて来れば、いふんたさんで、はるか万里を越えたイギリスから日本のまことに二十倍の輸入が中共に行われ、その上、このことに味をしめたか、イギリスにおいてはすでに商務相がソ連に入り、経済代表がまたソ連から中共に向けて入つておるといふ情報を受けておるのでございませうが、一体日本は、何がゆゑにイギリスの二十分の一の貿易でしんぼうしなければならぬのか。

伝えられるところによりますと、イギリスは、これは去年の二十倍の中共貿易をもくろんでおるといふことでございます。かように考え来りますと、国情がかりにかつたといつても、なほ中共の購買力というものにはさほど減少しておるとは考えられないのでございませう。そこで、お尋ねしたいのは、日本が輸出制限をされておる根拠、一体西欧のバリ・リストに比較して、たゞし過当な制限を受けておるその根拠をはつきりと承り、その根拠をいかにして脱却するか、いかにしてこれを除去して、国民的感情にな

つております。中共貿易促進に努力されんとするのをお尋ねしたいのでございませう。

○岡野國務大臣 これはごく率直に申し上げれば、日本が被占領国であつた情性がまだ残つておる、こういう一言に尽きるのであります。と申しますことは、占領されておつたときには、御承知の通り国連軍のさしずの通りにすべつてのことが規制されておつたわけですが、その規制されておつたのが、独立国になつて、だん／＼と通常の状態に直すということに努力しておる。そして昨年九月ごろにコムに入りまして、西欧並に中共貿易ができるように制限物資をはずす努力をしつゝあるわけでございます。そこで先般も申し上げたこととでございますが、昨年からのことしの一ヶ月までに九十七品物の制限物資の解除をし、それからまた一月以降最近までの間に四十品目の解除をして、だんだんとその解除の範囲を広めて参りまして、そうして行き着くところは西

欧並にやつて行きたい。ただいまいろいろパリにおいて努力しておる最中でございます。

○加藤(清)委員 それではこれで次のお方にお譲りいたしますが、それに關連して承りたいことは、本年度の中共貿易の目標額、すでに三月までの日本銀行外国為替統計によりますれば、イギリスは一三三だけでもつて六百二十四万ドル、日本の去年の十倍をすで行つております。スイスは八百五万ドル、こういうようにあげれば、すでに一三三だけでいふん行われておるわけでございますが、一体日本の今年度の中共貿易の目標額、内容の何を第一ということについては、この次恐れ入

りますが、一時間半くらいはいただきましたと存じます。

○山手委員 今のちよつと関連して大臣にお伺いしますが、日中貿易の關係が英國やフランス並に行かないのは、占領政策の情性である、こういう御答弁でありまして、これを絶ち切つて新しい観点からやるといふ御意思はまことにつくところで、早速にやつていただかなければならぬのであります。ところが今の御答弁と逆行したところが事実になつて現われて参りました。それは数日前に内閣から提案をされました。それは旅券法の改正であります。今度の旅券法の改正案が提案されたのであります。が、事實上経営者や産業者が海外に旅行いたしました、商談の途中に飛んではあるいは予定をせざるうちに飛んで行かなければいかぬ事態がきわめて多く起る。それを今度政府が出されたところの旅券法の通りをしやくし定規にやつて参りますと、商談のため海外に行く人たちは足を奪われ、縛られてしまふ。これはまことに不可解なことでありまして、中共との關係を今大臣の御答弁のような趣旨で押して行くならば、この旅券法の改正という問題はまさに大臣の答弁と逆な方向に行つておる。これについてお尋ねし、閣下も審議をされたことであらうし、關係閣僚は打合せをされたと思ひますが、通産大臣はこれについて反対をされるべき性質のものであつて、その間において大臣はどういうような態度をとられたのか、御説明をお願いいたします。

○岡野國務大臣 この点におきましてはやはり国連協力ということが非常に大きな政策の基本をなすものでござい

ます。それからそういう大きな国策に關して閣議がその方向に向うならば、御承知の通り閣議は多数決でございます。私がこれに對して自分で自負するところは、旅券法が今までやかましく取締られておりましたときでさえ、昨年の六十一万ドルが一月三月の間に二百三十万ドルに輸出貿易がふえたといふことは、あるいは旅券法が自由自在に行き来ができるということになれば、もつとふえるかもしれません。しかし、要は物が売れ、品物の制限をはずして行くことが一番重要なことであります。から、仰せのごとく輸出貿易第一主義で國際市場の何もかも無視して商売をするということになれば、あるいはそういうことにはなるかもしれませんが、この点はしばらく御容赦願ひたいと思ひます。

○山手委員 今の答弁ではわれ／＼はちよつと満足できないのであつて、現在の旅券法の状態においても良識ある者や、海外に商談のほかで参ります者が、何も好んで共產圏や何かへ踏み込んで、いわゆるためにせんならぬ議論をして行くとは考えられない。あの改正案を出されるという、私はおそれる。今度は、さらに多くの人々が海外において立往生をするという事態が起るだらうと思ふ。今日でしたら自由に行けるものが、何も共產圏ということではなしに行けるものが、かえつてあれで行動の自由を奪われてしまふ。いわゆる共產主義圏に行くなどというふうなことではなしに、この善良な政府の考えでいへば善良な態度で商売をしに行くというふうな人々が足を奪われてしまふということになるのであ

る。それが、海外に商談のほかで参ります者が、何も好んで共產圏や何かへ踏み込んで、いわゆるためにせんならぬ議論をして行くとは考えられない。あの改正案を出されるという、私はおそれる。今度は、さらに多くの人々が海外において立往生をするという事態が起るだらうと思ふ。今日でしたら自由に行けるものが、何も共產圏ということではなしに行けるものが、かえつてあれで行動の自由を奪われてしまふ。いわゆる共產主義圏に行くなどというふうなことではなしに、この善良な政府の考えでいへば善良な態度で商売をしに行くというふうな人々が足を奪われてしまふということになるのであ

る。それが、海外に商談のほかで参ります者が、何も好んで共產圏や何かへ踏み込んで、いわゆるためにせんならぬ議論をして行くとは考えられない。あの改正案を出されるという、私はおそれる。今度は、さらに多くの人々が海外において立往生をするという事態が起るだらうと思ふ。今日でしたら自由に行けるものが、何も共產圏ということではなしに行けるものが、かえつてあれで行動の自由を奪われてしまふ。いわゆる共產主義圏に行くなどというふうなことではなしに、この善良な政府の考えでいへば善良な態度で商売をしに行くというふうな人々が足を奪われてしまふということになるのであ

る。それが、海外に商談のほかで参ります者が、何も好んで共產圏や何かへ踏み込んで、いわゆるためにせんならぬ議論をして行くとは考えられない。あの改正案を出されるという、私はおそれる。今度は、さらに多くの人々が海外において立往生をするという事態が起るだらうと思ふ。今日でしたら自由に行けるものが、何も共產圏ということではなしに行けるものが、かえつてあれで行動の自由を奪われてしまふ。いわゆる共產主義圏に行くなどというふうなことではなしに、この善良な政府の考えでいへば善良な態度で商売をしに行くというふうな人々が足を奪われてしまふということになるのであ

りまして、私は今のままそつとしておいた方がいい。大臣はそう努力すべきである、こう思うのでありますが、もう一度その点を明らかにしていただきたいと思います。

そこで以下項目をわけましてお尋ねをいたしますが、最初に国立公園の指定の場合におきまして、通産省は厚生省当局から何らかの協議にあずかる、そういう建前になつておるのかどうか、その点をまず最初に鉱山局長にお尋ねをいたします。

○大西委員長 次に鉱業法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑の通告がありますからこれを許します。始開伊平君。

○大西委員長 今鉱山局長は参議院へ金の問題で行つておられます、連絡があつたらすぐ帰ると言いますので、すぐ呼ばせましますから、何か他の方からお聞きくださいませんか。

○始開委員 私はただいま議題となりました鉱業法の改正案に関連いたしまして、二、三御質問申し上げたいと思ひます。

○始開委員 それではただいまお尋ね申し上げました国立公園の指定の場合に、厚生省は通産省と何らかの形で御相談をなさるのかどうか、その点を厚生省の国立公園部長さんにお尋ねいたします。

今回の鉱業法改正の主たる眼目の一つは、鉱業と他の公益との関係につきまして、社会の実情により適応した調整方法を採用するという点にあるようでございますが、この問題は、日本の重要な資源であります地下資源の開発の点から申しましても、また国立公園、重要な文化財の保護という点から申しましても、きわめて重要な事柄だと考えます。この点につきましては、

○甲賀説明員 国立公園部長は厚生委員会に出ておりますので、私国立公園の管理課長であります、かわつてお答えいたします。指定をいたす際に通産省に協議するかというお尋ねでございますが、これは通産省との協定によりまして、指定前にあらかじめその地域について協議をいたすことになつております。

鉱業を主管される通産省の側におきまして、国立公園や文化財につきまして十分な認識と理解を持つことが必要でありますと同時に、国立公園や文化財を主管される側におきまして、これらの資源が日本にとつてかけがえのない貴重な資源でありまして、これが永久に地下に眠つて日の目を見ないということでは困るという点を認識され、また法律的な制度や運営の実際におきましても適切な配慮がなされなくてはならぬと考えるものでございます。

○始開委員 次にこれも同じく厚生省にお尋ねをいたしますが、国立公園につきまして、国立公園審議会というものがあつて、国立公園の構成につきましても、これはどういふ役割を持つものか。またその委員会の構成につきましてもお尋ねをいたしたい。国立公園の方面の専門家のほか、各方面の利益を代表されるような委員もこの委員会に入つておるのかどうか、そういう点をお尋ね申し上げます。

○甲賀説明員 お答えをいたします。

国立公園審議会は国立公園法によつて設けられております。国立公園の指定の場合あるいは国立公園計画の決定、事業の決定その他重要な事項について審議する、かように定められております。構成は政令で定められておりまして、関係各省の関係官、なお学識経験者から成つております。そのほかに事業によつて臨時に臨時委員を任命することができるようになつております。

○始開委員 ただいまの御説明で、たとえば鉱山関係につきましては通産省から代表が入つておるといふふうに了承いたしました。

次に、これも厚生省にお尋ねをいたしますが、国立公園法におきましては、国立公園の指定によりまして、鉱業権者が事業の継続ができなくなり、事業をやめなければならないようになるといつたような場合におきましては、当然損害が生ずるわけでございますが、この損害を補償するような規定があるのかどうか、その点をお尋ねいたします。

○甲賀説明員 国立公園法によつて、国立公園の、特別地域と申しておりますが、特別地域内で鉱業を行うために工作物設置その他の出願がございまして、これが風致維持、景観の保護上さしつかえがあるということで不許可になつた場合に補償する道はございいたします。

○甲賀説明員 鉱山の開発について、行政救済の道があるかないかというお尋ねであります。私も国立公園内では鉱山開発の場合、ほんとうにこれはかけがえのない景観であるというものがあつて、非常に区域を限つて御協力を願うということで行政を進めて参つております。お尋ねの阿寒の場合、ここを鉱区禁止地域にすることがよいという判断のもとに、厚生省といた

決の道が実際にはあるはずだと存ずるのではありません。たとえばかつて、一時は非常にめんどむな問題でございましたが、阿寒湖の硫黄採掘の問題のごときも、協議折衝の結果解決をいたしましたものでございますが、しかしながら本質的にはそれ／＼の立場を尊重するといったし、通産省の立場、厚生省の立場、それ／＼違つてはおりますが、どう話し合ひましても話し合ひがつかないという場合も起つて参ろうかと存じます。そのために鉱業権者の方面などから非常な不服があるということもあると存ずるのでございますが、そういうふうな場合におきましては、第三者的な立場にございまして、一つの官庁によりまして、行政救済の必要が生ずると存ずるのであります。厚生省では何かお考えがあるかどうか。また鉱業法と農林省関係のい／＼な問題のためには土地調整委員会という制度もございいたしますが、土地調整委員会におきましては、こういう問題を自分のところで解決してやるということが適当であるというふうな考えでおられるかどうか。その点をまず最初に厚生省から、次に土地調整委員会の方に尋ねをいたします。

○甲賀説明員 鉱山の開発について、行政救済の道があるかないかというお尋ねであります。私も国立公園内では鉱山開発の場合、ほんとうにこれはかけがえのない景観であるというものがあつて、非常に区域を限つて御協力を願うということで行政を進めて参つております。お尋ねの阿寒の場合、ここを鉱区禁止地域にすることがよいという判断のもとに、厚生省といた

しましては、土地調整委員会に鉱区禁止地域の申請をいたしました。ただ阿寒のすでに許しておる部分については、これを除外いたしまして、その他の地域について鉱区禁止地域の手続をいたしました。それ以外の行政救済については今のところ別段規定はないのであります。

○豊島政府委員 土地調整委員会は、鉱業、採石業と一般公益その他の産業との間の調整を行うためにできた委員会でありまして、従いまして今お話のありました国立公園との関係の公益との調整なり、あるいは農業、林業関係の公益との調整につきましては、現在のところ鉱業法によるい／＼な処分がなされた場合に、その処分が他との調整をする場合にのみ委員会がタッチしておるのであります。しかしながら、かくいたしまして、土地調整委員会が、鉱業権の設定が公益との調整上さしつかえないと認定いたしました地区につきましては、他の法律によりまして、その鉱業権に対してい／＼な許可を要するところの場合、その法律によつて不許可処分を受けたという場合が生ずります。土地調整委員会の裁定の段階においてはよろしいと認めながら、他の官庁の処分によりまして事実上行使できない、有名無実の鉱業権ができるという結果を招来いたします。そうならないと考へられますので、委員会といたしましては、他の法律の改正の都度、そういうふうな問題、すなわち鉱業権がありまして、この鉱権の行使をする場合に、他の法律により許可を必要とする場合の処分、そういうものにつきましても、公益との調整に関連し

九

たものにつきましては、土地調整委員会の裁定の道を開き、そうして土地調整委員会の裁定に対して不服がある者は高等裁判所に持つて行く、さらに不服があれば最高裁判所に持つて行く。こういうことにいたしますれば国として方針も一貫して参るのではないかと考えますので、今申し上げましたように、ほかの法律の改正の都度、ほかの法律で鉱業、採石業関係の処分をいたします場合に、その処分が不服のあるものは土地調整委員会に裁定の道を開くようにしていただきたいというのとにいたしまして、昨年国会に提出された森林法の一部改正、それから農地法の一部改正、これにはその趣旨をとりまして、農地法あるいは森林法による処分によりまして、鉱業が事実上できなくなる、あるいはその処分によつて鉱業が逆に行われるようになる。そういうふうな場合におきましても、いやしくもその処分が鉱業、採石業との関連のあるものにつきましては不服の申立てを土地調整委員会に持つて行くという道を開きまして一貫性を持たせたのであります。

なお今お尋ねのありました国立公園の問題につきましては、まだ改正法案ができておりませんが、事務当局としては、法律改正の際にはそういったような規定を入れていただきたいということでも事務的には話を進めております。

○始開委員 現在のところではそういった行政救済の規定がないという点は承知いたしました。いづれにいたしましても非常に重要な国家の宝なり資源なりの調整の問題でございますので、ただいまお話をいたしましたように

行政救済の制度、ついでに高等裁判所なりあるいは最高裁判所なりに提訴の道を開くということが公益の調整、また資源の保護という点から申しまして適當だろうと私は考えますが、厚生省としてはまだ発表の段階にはないということでありまして、そういう点について何らかお考えなり、あるいは調査をしたという事実がございますか、その点を伺つておきたい。

○甲賀説明員 ただいま御質問の通り行政救済の制度を設けますのが適當であると考へまして、国立公園法の改正を事務的に検討いたしておりますが、ただいま土地調整委員会の方からお話のありました規定を案の中には取上げておりますが、まだ部内だけの案で外には出ておりません。考へてはおります。

○始開委員 国立公園の方はこの程度にいたしまして、次に文化財の關係につきまして、最近鉱業権との間に各方面で紛争が生じているようでありまして、これは国立公園法や、今日は問題にいたしませんでしたが、温泉法に比しまして文化財保護法の規定なり、あるいはその運用が、他の方面の利益との調整に対して不十分な点があるためではないかと思われるのであります。これらの点につきましてお尋ねをいたします。

初めに鉱業の側から見まして困つていような実情あるいは実例につきまして鉱山局長から御説明を願います。

○川上政府委員 国立公園とあるいは温泉關係につきましては、ただいまそれ／＼の方から御説明がございましたように、行政救済とかあるいは裁判所への提訴とか、そういうような点につ

きましては、私どもの方から見まするとな若干不備な点があると思うのであります。たとえば国立公園におきましての審議会に對しましては、私もまた委員として入つておりますし、また次官會議なりあるいは閣議におきまして最後は決定せられる場合もあるかと思ひますし、その他厚生省との關係におきましてはこれを決定いたします前に、協議するようになつておりますので、そういうような点からいいますと従来におきましてはいろいろ問題を起しまして結局最後のところにおきましては相談して決定をするというふうなことに相なつております。また温泉關係につきましても、道府県知事がこれを決定します前に、あらかじめ行政官庁との協議をしなければならぬという規定がありますので、そういう法律上の規定によりまして協議をいたしまして、最後に決定されるというふうなことに一応なつておりますから、たとえば／＼問題が起きますと、最後にはお互いに相談をした上で決定されるというように法律的にも相なつていくわけでござい

ます。ところが文化財につきましては、私も私どもとしてはもちろん文化財保護委員會の事務局としまして、極力お互いに／＼相談をいたしまして、努力をいたしておりますけれども、何分法律の方面からいいますと、私どもの方では欠陥があるのではないかと思ひます。そういう点から若干食い違ひになりましたようなこともありまして、従来相當問題を起しておつたものもありましては平尾台の石灰石の開發の問題

に關連いたしまして、私どもの方としてしましてはさきに鉱業権をすでに鹽國セメントに對しまして設定いたしましたのであります。ところがあとで文化財の指定が行われまして、せつ／＼鉱業権はもつたけれども、文化財の指定によりましてそのために採掘ができなくなりまして、現在おいろ／＼地方的にも問題を起しているわけであります。それは先ほども申し上げましたように、やはりある程度の法律的な欠陥、と申し上げますと間違ひかもしれません。行政的に若干の不備がやはりあるんじゃないかと私は思ひます。行政的に／＼連絡をとりましてなかなかうまく行かないという点がある、そういう法律的な不備の点からあるんじゃないかというふうな考へるのであります。もちろん今後におきましても文化財保護委員會の事務局とは十分連絡を、私どもの方としてはやつて行きたいと思ひますけれども、そういう法律的な問題が十分調整し得るようには整備されてない、やはり今後におきましても問題は起るのじゃないか、そういうふうには私は考へます。

○始開委員 ただいま鉱山局長の説明で文化財等の關係について問題の所在がわかつたのでございまして、簡単に申し上げますとやや不十分な点はあるけれども、国立公園の方についてはどうやら連絡なり調整がうまく行つていゝ。これに反して文化財の方の關係については現状ではどうもおもしろくない。その根本的な理由は法律制度なりあるいはその他の／＼な機構、建前問題があるからだというお話なのであります。今度は文化財保護委員會

の方にお尋ねいたしますが、文化財と申しましても何か非常に広い地域的な範圍を持つものが文化財として指定される場合がある。たとえば国立公園といったようなものが文化財になることがあり得るわけでありまして、そうなりますとどうしてもほかの公益、たゞいま地下資源の問題をここに問題にいたしておりますが、いろ／＼の調整を要する問題が起つて来ると思ひます。そこで文化財という觀念につきまして、しろうとわかりのいいように御説明を願ひたいと思ひます。と同時に文化財保護委員會といたしまして、公益との關係につきましてどういふふうなやつて行かれるおつもりか。その根本的な態度なり御方針を伺ひたいと思ひます。

○森田(幸)政府委員 ただいまの最初の文化財とはどういふものかというのをちよつと御説明しますが、大体文化財保護法というものが占領中にもつぱら當時の国会議員の方々の御提案により、占領軍との打合せによつてできたのであります。これは政府の方には完全にノー・タッチでできたものでございまして。しかしながらその責任をおつかふせよという意味ではもちろんありません。われ／＼はそれに対して過去三箇年の実績に徴しまして、いろいろ不備な点があるように考へますので、目下關係官庁と御協議申し上げまして、国会提出あるいは政府提出いづれかの形においてできるだけ早い機にこれを調整するわけでありまして、この文化財保護法の内容として規定されておりますのは、従来取扱われておりましたところの繪画、彫刻あるいはま

た文書とかその他工芸品あるいは建築物というようなもの、それから史蹟名勝天然記念物、それからそのほか無形文化といいたしまして、工芸美術その他の美術並びに芸術関係、それから地下その他の埋蔵文化、考古品、民俗資料というようなものが内容に入つて参つてゐるのでございます。われ／＼の方は、先ほどから国立公園と大分比較されてゐるようでありまして、国立公園とダブつて指定してゐるというものは一つもありません。国立公園の中のある部分について、文化財によりましては高度な専門的な芸術的あるいは學術的な立場から史蹟名勝天然記念物も取扱つてゐる關係上、特にそれに関連した部分だけが指定の対象になつてゐるのでありまして、従つて一つの地域なり群といふもの、いわばやや常識的な立場において文化的なものといふものは取扱われないのであります。そういう意味では先ほど御質問がありました諮問機關としての専門審議會につきましても、われ／＼の方は非常な高度な専門家だけの集まりでありまして、むしろ各専門家でそれ／＼の分科会及び部会を構成してありますその分科会、部会においての審議指定というものに効力を果たしてゐるわけでありまして、總會の決定に付するといふのはきつて少數の事項に限られてゐるような状態になつております。以上文化財といふものは大体そういう性質のものを今取扱つてゐるということをお考え願ひたいと思ひます。

次に御質問のあつた地下資源との關係であります、われ／＼の方の全般的な取扱ひといいたしましては、地下資源の開發並びに産業の開發ということ

は国家的な最も重要な事項の一つであることは私並びに委員すべてが考へておられるところでありまして、われ／＼の方といいたしましては、この文化財として指定した基本線がそこなわれ／＼の限りにおいてはすべてこれを許可する方針をもつて、つまり許し得るだけ最大限の協力をして行くといふことを考へております。従つてただいま問題になりまして平尾台につきましても、過去においては軍隊の演習地でありまして、軍隊から大蔵省に対して、これは指定すべきものであるけれども軍隊が使用してゐるから軍隊でこれを完全に守るから指定だけは延期してもらいたいという文書が大蔵省に入つてゐるわけでありまして、そういう意味で過去に指定してなかつたのでありまして、終戦後において占領が解けまして、われ／＼の指定し得る立場になつた關係上これを指定したのであります。今こう／＼なつたから指定したというようなものではないのであります。従つてわれ／＼といいたしましては一応は指定したけれども、ただいま申し上げましたように指定の基本線さえそこなわれ／＼の限りにおいて、鉱山の開発について協力して参りたいという方針でただいま審議をいたしてゐるような状態でありまして、それからなお念のために申し上げておきますが、地下資源の開発と文化財との問題が現在起つてゐるのは二つだけでございます、ただいまの平尾台と、史蹟名勝天然記念物だけでも千七百件ぐらゐの指定がありますが、その中で秋田の北投石温泉と福岡の平尾台と二箇所だけあります。

は国家的な最も重要な事項の一つであることは私並びに委員すべてが考へておられるところでありまして、われ／＼の方といいたしましては、この文化財として指定した基本線がそこなわれ／＼の限りにおいてはすべてこれを許可する方針をもつて、つまり許し得るだけ最大限の協力をして行くといふことを考へております。従つてただいま問題になりまして平尾台につきましても、過去においては軍隊の演習地でありまして、軍隊から大蔵省に対して、これは指定すべきものであるけれども軍隊が使用してゐるから軍隊でこれを完全に守るから指定だけは延期してもらいたいという文書が大蔵省に入つてゐるわけでありまして、そういう意味で過去に指定してなかつたのでありまして、終戦後において占領が解けまして、われ／＼の指定し得る立場になつた關係上これを指定したのであります。今こう／＼なつたから指定したというようなものではないのであります。従つてわれ／＼といいたしましては一応は指定したけれども、ただいま申し上げましたように指定の基本線さえそこなわれ／＼の限りにおいて、鉱山の開発について協力して参りたいという方針でただいま審議をいたしてゐるような状態でありまして、それからなお念のために申し上げておきますが、地下資源の開発と文化財との問題が現在起つてゐるのは二つだけでございます、ただいまの平尾台と、史蹟名勝天然記念物だけでも千七百件ぐらゐの指定がありますが、その中で秋田の北投石温泉と福岡の平尾台と二箇所だけあります。

○始開委員 ただいまの御説明で、文化財の保護という観点のほかに、一般公益との關係も考慮されるということでありまして、なお法律的には不十分な点があり、その改正案の御研究中であるといふことでございますので、その点はけつこうでございますが、その法律の改正の場合におきまして、あるいはその場合には、これは運営の問題になるかと存じますが、国立公園の場合に種類が多いもののように思ひますので、すべての場合といふことは私どうかと思ひますが、国立公園でやつておりますように、特に鉱業に關係の深い場合には、通産省と何らかの形において協議をいたすといふような建前にする意向はないかどうか。その点をお尋ねいたします。

○森田(孝)政府委員 ただいま仰せのように、従来文化財保護委員会の方にあります、ただいま鉱山局長から例にあげられましたように、鉱区の設定してある所に、おそらく鉱山局に無断で私どもの方では指定がされたことを考へておりますが、また反対に、文化財の指定してある所に、無断で鉱区を設定した例が最近でもあつたのであります、そういうようなふうな、両方とも連絡がきかぬやうなものであります。それにかんがみまして、鉱山局長とはよく協議をいたしまして、国立公園部と同じやうな、事前に協議する協定を結ぼうといふので、目下両方で相談中でありまして、不日事前に協議する態勢ができることと考へておる次第でございます。

○始開委員 ただいまの御説明で、協議されました二つの大事な目的を、双方ともに達成されますように希望いたします。ところでこれに關係が深い問題でございますが、あなたの方の委員会は、いわゆる行政委員会でございます、その下に付属の専門委員会があるやうに伺つておりますが、この専門委員会にただいまでは、専門家ないしは技術方面に明るい方だけがいらつしやるやうに承知をいたしてありますが、文化財の指定なりあるいは文化財保護法の規定に基きましていろいろの処分をいたします場合には、どういたしまして、もほかの公益との關係といふことが必然的に問題になりますから、この専門委員会の構成を多少かえまして、特に關係の深い方面の公益を代表いたします委員を加える意思はあるかないか、また加えようとするれば現状のままではあるのか、あるいは加へる御意向があつても、それは法律の改正をまつてしかる後でなければできないのか、という二点をお尋ねいたします。

○森田(孝)政府委員 ただいま仰せのやうな点につきましては、行政の委員会である關係が、法律的には純然たる専門的、技術的な学識経験の高い人といふので構成されるやうに法律的にできておるわけでありまして、しかしながら關係各官庁の方々の御協力も得なければならぬと、連絡も緊密にしなければならぬといふ意味におきまして、この専門審議會の構成を基本的にかえる意思はないのでございますけれども、關係官庁の關係官の協力を得る態勢を考慮して参らなければならぬといふ点については、われ／＼も同様に

考へてゐるわけでありまして、この点につきましては、将来政令なり法律の改正が必要でありますので、その場合に同時に考へて参りたいと思つております。

○始開委員 ただいまの御説明で一応満足いたします。その次に損害補償の問題でございますが、これは鉱業法でも今度の改正案で、鉱業権を取消し、實際上鉱山の経営ができないうやうになるといふやうな場合には、損害補償の規定を追加いたすやうな案になつておるわけでありまして、同時に国立公園法におきましても、同様の趣旨の規定があるやうに承知をいたしてあります。ところがあなたの方だけでは法律が必要だと思ひますけれども、法律の改正案をただいまお考えのやうでありまして、かりにいろいろな手続を経た後に、鉱山なりその他のものが事業をやめなければならぬといふやうな事態に立ち至る場合もあるわけでありまして、そういう場合における損害補償の規定を設けるという意向があるかどうか。またとかく一方的になりやうか。二つの利益の調整の場合におきまして、損失補償の規定があるといふことは、公正なものを出すといふ点からいひまして、きつて望ましいのであります。その点を文化財保護委員会としてはどうお考えになりますか。

○森田(孝)政府委員 仰せの点につきましても、われ／＼の方の今度の法律改正の研究問題として、目下重要な研究課題として關係官庁とも協議いたしておりますので、不日結論が出るだらうと考へております。

○始開委員 ただいまの御説明を一応

了承いたしますが、私が申し上げましたような実情に到達することを、深く希望いたします。

もう一点、先ほど国立公園の場合に申し上げたのと同じ問題でございますが、両方の立場でいへば、御相談になりましてやつて参りまして、どうしても結論に到達し得ない。たとえば指定の問題について不服がある、また文化財保護法の規定に基く処分につきまして、関係方面で非常な不服があるといつたような場合におきまして、これまたどの機関が適当であるかわかりませんが、第三者的な機関による行政救済制度、ひいては最高裁まで提訴のできるような、そういう建前をおとりになる考えがあるかないか、その点を伺います。

○森田(孝)政府委員 この点につきましては、ただいままでの御答弁と少し違ひまして、国立公園とは大分趣が違ひたのであります。御存じの通りに文化財につきましては、全国で一つしかないとか、あるいは二つしかないとかいうような、あるいはまた世界で一つしかないというようなものを含んでおるわけでありまして、無条件に、第三者による利害関係だけで調整をされるというのとは、なか／＼むずかしい問題だと考へるわけでありまして、ことにただいま議題になつております鉱業法だけの問題ではないのであります。都市計画あるいはまた電源開発その他いろいろの問題がからんでおまして、土地調整委員会においての提訴の問題だけでは、問題の解決しにくい点もあるわけでありまして、従つて、従来土地調整委員会から申出がありましたので、われ／＼もまた国立公園部の方と

も連絡をとりまして、共同で目下研究いたしておるのであります。なかなか適当な方法が現在まで見つかつておりません。しかしながら最終的には、法律の改正案が出るまでには、結論を得たいと考へてゐる次第であります。

○始開委員 電源開発との関係その他地下資源とは別な、ほかの公益との関係につきまして、いろいろ問題があるという点は、私もよくわかるのであります。全般的にこれを処置するようない行政救済の機関をつくることも、もちろん考へられましようけれども、さうあたりの問題といたしましては、さういふ機関もないのであります。あなたのおつしやるように、文化財というのは、日本に一つしかない、あるいは世界に一つしかない、あるいは大事なものでもあります。同時に地下資源もどこにもあるというわけではございません。そこで採掘を認めない限りにおきましては、その地下資源は永久に地下に眠ることになるわけでありますから、さういつた点についての十分な認識を有する機関、たとえば土地調整委員会のようなものによる、第三者による行政救済の制度を御研究中だということでございますので、その点もただいま申し上げましたような趣旨で、お考へを願ふことを希望いたします。

よろしうございますか。

○森田(孝)政府委員 ただいま私が御説明申し上げました点は、委員会も含めてすでに何回も研究いたしておるということでありまして、これは私事務局長としての意見ではなく、委員会としての意見と御了承願つてつこうだらうと思ひます。

○始開委員 最後に、通産大臣がおいででございますので、お願いを申し上げます。お聞きを申し上げておきますが、国立公園との関係ないしは文化財保護法との関係におきましては、昔からいろいろ問題が多いのでございまして、特に文化財保護法につきましては、法律の規定も不備であるといふことを委員会の方でもお認めのようでございますので、通産大臣といたしまして、これらの点に十分な関心をお持ちになりまして、適当な機会に改正法案も出ることになりますように御尽力くださいますようお願いいたします。これで私の質問は終了いたします。

○伊藤(卯)委員 改正鉱業法の条文の二、三のこまかい点についてちよつと伺つておきたいと思ふのです。その前にひとつ根本的な問題としてお伺いしたいと思ひますのは、鉱業法を根本的に改正しなければならぬというところは、もう十五年も二十年も前から、この法を改正しなければならぬという欠陥が大きいく、いろいろこのための問題が起るということで、それ／＼委員会なんかも設けられたり何かしてやつておられるのですが、一向根本的な改正案の提案はされない。そのためにたとへば日本の鉱区が非常に古くなつてゐるので整理統合もしなければならぬ、あるいは睡眠鉱区の開発もしなければならぬとか、あるいはそのために起つた被害問題の処置に困るとか、あるいは保安の問題に困るとか、さういふことで部分法ばかり出して整理に困るといふようなことを次から次にやつておられるのですが、どういふわけで根本的な改正を、あれほど人を騒がせて、労を費してやつていながらやらないのか、その点を伺ひたい。

○川上政府委員 ただいま伊藤さんからお話がありました。鉱業法を根本的に改正しろといふいろいろ騒ぎと申します。要請の声だけはよく御存じだと思ふのですが、その後改正されて、昭和二十五年十二月の二十日に現在の新しい鉱業法が実はできておるわけでございます。しかしながら、現在の法律は、その後三年來これを實施いたしておりますけれども、その際にも審議會等をこしらへまして慎重審議いたしました。が、こゝういふ法律になりますと、なか／＼むずかしい問題が多々ございまして、現在すでに先ほど申し上げました、たとえば文化財の問題とか、あるいは国立公園との問題とか、その他いろいろ問題につきまして問題が起きておりました。今一回一部の改正を出しましたのは、そのうち特に今問題になつておりますものを、そしてそれがこの際比較的容易に改正され得るのじやないかと思ふような点だけを改正いたしました。なおほかいろいろ問題がございまして、その問題につきましては今後全般的ななかに検討をいたしまして改正をしたいといふふうな考へておられます。

○伊藤(卯)委員 改正されたと言つておりますが、当時私もその委員の一人として加わつておりましたが、ところが根本的な問題を解決するという点においてちよつとも改正されていない。たとえば当時非常に問題になつたのは、鉱区の整理統合の問題、睡眠鉱区開発の問題、あるいはよつて起る賠償上の被害被害の部分的な問題についてやらなければならぬといふことが、それそれ審議の中心になつておつたのであります。さういふ点はちよつとも取入れられていない。たとえば被害の問題では、臨時被害、特別被害と出たが、具体的な解決に當つては、その事業にちよつとも着手されて行かないじやありませんか。こゝういふ根本的な重大な問題を、なぜ改正のうちに取上げられて出されませんか、こゝういふ点を伺ひたい。

○川上政府委員 今お話がありました点につきまして、なお根本的に改正しなければならぬ点が相当あると思ふのですが、この問題につきましては、その後におきましてもいろいろ検討をいたしておりますけれども、なお結論を得ていない状況にあります。さういふ根本的な問題につきましては、なお私どもの方としまして、すみやかに全般的な改正を研究いたしたいと考へております。

○伊藤(卯)委員 さういふことについて改正しなければならぬ点は、きわめて専門的にも相なつておるのですが、何か機関でもつくつてすみやかにやられるといふようなお考へがあるかどうか。

○川上政府委員 実は二十五年の暮れに改正されました。その後二年こそございまして、さらに前の改正と同じような大きな審議會みたいなものをこしらえて、この研究をさらにやるというところまでは研究いたし

ておりませんが、そういう根本的な問題もなあると思ひますので、この点につきましても、研究会なり、そういうようなものをこしらえてさらに十分研究を進めて行くという問題については、今後いろいろ相談いたしたいと考えております。

○伊藤(卯)委員 この根本問題の点は、大きな問題ですから、いづれ後日のことにいたします。

内容にわたつて二、三点伺ひたいのは、今度の改正法の三十五条の、「公共の用に供する施設」「これに準ずる施設」とは、具体的にどういふものを指しておるのか、これをひとつお伺ひしたい。

○川上政府委員 「これに準ずる施設」といふものは、相当広く解釈いたしたいと考えておりましたが、たとえば市街地といふようなものの中に入るといふふうな考えております。

○伊藤(卯)委員 この「準ずる」ものを定められる場合には、どういう機関でお定められるのですか。

○川上政府委員 この「準ずる」といふのは、通産局長がもちろん認定することになつております。しかしながら、地方におきまして地方鉱業協議会といふようなものを置くことになつておりますので、この協議会とよく相談をいたしまして、どういふものを「準ずる施設」にするかといふことは、その際いろいろ研究してきめたいといふふうに考えております。

○伊藤(卯)委員 すでに許可をされたものに對しては、どういふような扱いをされるつもりでございますか。

○川上政府委員 すでに許可をいたしましたものと申しますと、そういう公共施設

設だらうと思うのですが、それにつきましても、今のところは特別に救済の規定は考へておりませんが、そういうものにつきましても方々におきましていろいろ問題が起るんじゃないかと思ひますので、その問題につきましても、今後法律の全般的な改正を考へます際に、十分研究して措置をとりたいといふふうに考えております。

○伊藤(卯)委員 五十三条の鉱業権の取消しによつて生じた損害を当該鉱業権者に対しては補償する、あるいはそのために、今度利益を受けた者に対しては、その利益の全部または一部をこの損失の補償金に充てるといふようなことが書いてあるようですが、これを通産局長が扱うように書いてあるようですが、これはきつめて複雑な問題が起つて来ると思ひますが、こういうことを局長一人で解決できると思つておられるかどうか、それをひとつ伺ひたい。

○川上政府委員 受益者負担の問題につきましても、これは著しく利益を受けた者といふふうな限定いたしております。その著しくという認定の問題がいろいろ問題になると思ひますが、この受益者負担につきましても、先ほど申し上げました地方の鉱業協議会にも諮り、そこでよく相談してきめたいといふふうなふうに考えております。

○伊藤(卯)委員 その協議会の構成をどういふ構成にしてやられようとしておられるのか。その点をもう少し具体的に伺ひたいと思ひます。

○川上政府委員 地方鉱業協議会につきましては、委員長及び委員を二十名以内といふふうな考へております。その委員の選定につきましても、各方面

からこれを選定いたしましたして、最も公平な運営にしたいといふふうな考へております。

○伊藤(卯)委員 今局長は簡単に「おつしやつておられるが、こういう機関構成がなか／＼うまく行かない」といふことは、長年にわたつてずいぶん経験しておられると思ひます。たとえば先般よく構成をいたしました鉱害の事業団の構成のごとく、農林省と通産省との間に根本的に対立をする、あるいは被害農民と加害者である鉱業者との間に対立をするといふようなことで、一年以上たつても、この構成というか、事業団の事業に着手し得ないといふような、利害対立が非常に激化しまして、なかなかやれない。従つてあなたは今簡単に「おつしやつておられるが、この構成といふものは、今あなたが「おつしやるようなことではなか／＼簡単にできない」と私は考へておるが、その構成の方法などについて、この法律と同時に具体的なことをお示しにならないといふことは、通産局長の官僚主義といふか、そういう弊に陥る。あなたはまたこれからいろいろな利害関係者の問題も起つて来ると思ひますが、この法律とともに、こういう重大な問題を扱うのでありますから、この委員会の機関構成などもあわせて明らかにしておきべきであると思ひますが、そういう点に對してどのような考へを持っておるか承りたい。

○川上政府委員 この法律の中にありますのは、地方鉱業協議会のメンバーをどういふような方々から選定するといふような基準は別にきめてないわけでありましても、たとえば府県の関係の代表者でありますとか、あるいは

は、鉱山関係代表者、あるいはまた利益を受けるであろうといふ方面の代表者、あるいは関係官庁とか、そういうような方々を私どもの方としてしましては一応予定しておるわけでありま。

○伊藤(卯)委員 鉱業権を取消された者の損失に対する補償は、利益を受けた者のみからこれを引当てにされるのか。国家補償による補償との比率といふか、そういうような点はどのようにこれを解決されようとしておられるのか。これらの点をひとつ具体的に「お示し願ひたい」と思ひます。

○川上政府委員 私としては、著しく利益を受けるという者がはたしてどの程度出るか、相当疑問があると考へられるのでありまして、利益をあげるといふものがそれはどないのじやないかといふふうにも考へます。結局損害補償につきましても、国家がこれを取消することになりますので、国家がこれを補償するといふ部分が相当大きな部分を占めるのではないかとこゝろに考へます。

○伊藤(卯)委員 その補償に対する通産省の方の予算といふか、そういうようなものに対しては、あらかじめどういふような用意をされておられるのか承りたい。

○川上政府委員 予算につきましても、大蔵省といふ／＼相談をいたしておつたわけでありまして、本年度におきまして幾らといふことは、別にきめてございませ。たださういふような必要が起きましたときにおきましては、大蔵省の方で損失補償の予算を出すといふ一応の話し合ひになつております。たださういふような問題は、しよつちゆう起らないように——私どもの

方としましては、取消すといふような事態が起らないように、極力やつて行きたいといふふうな考へております。

○伊藤(卯)委員 取消されたければならぬ、あるいはそのために損失を受ける者といふのは、あなたの方で大体においておわかりになつておるものがあると思ひます。さらにまたそのために、およそ国家補償の経費といふものをどのくらい要するかとこゝろもわかるはずでございませ。何も新たにやるものでなくて、もうすでに継続的にこゝろものは処理をされておるわけでありま。

○川上政府委員 私としては、著しく利益を受けるという者がはたしてどの程度出るか、相当疑問があると考へられるのでありまして、利益をあげるといふものがそれはどないのじやないかといふふうにも考へます。結局損害補償につきましても、国家がこれを取消することになりますので、国家がこれを補償するといふ部分が相当大きな部分を占めるのではないかとこゝろに考へます。

○伊藤(卯)委員 その補償に対する通産省の方の予算といふか、そういうようなものに対しては、あらかじめどういふような用意をされておられるのか承りたい。

○川上政府委員 予算につきましても、大蔵省といふ／＼相談をいたしておつたわけでありまして、本年度におきまして幾らといふことは、別にきめてございませ。たださういふような必要が起きましたときにおきましては、大蔵省の方で損失補償の予算を出すといふ一応の話し合ひになつております。たださういふような問題は、しよつちゆう起らないように——私どもの

方としましては、取消すといふような事態が起かないように、極力やつて行きたいといふふうな考へております。

○伊藤(卯)委員 取消されたければならぬ、あるいはそのために損失を受ける者といふのは、あなたの方で大体においておわかりになつておるものがあると思ひます。さらにまたそのために、およそ国家補償の経費といふものをどのくらい要するかとこゝろもわかるはずでございませ。何も新たにやるものでなくて、もうすでに継続的にこゝろものは処理をされておるわけでありま。

○川上政府委員 私としては、著しく利益を受けるという者がはたしてどの程度出るか、相当疑問があると考へられるのでありまして、利益をあげるといふものがそれはどないのじやないかといふふうにも考へます。結局損害補償につきましても、国家がこれを取消することになりますので、国家がこれを補償するといふ部分が相当大きな部分を占めるのではないかとこゝろに考へます。

○伊藤(卯)委員 その補償に対する通産省の方の予算といふか、そういうようなものに対しては、あらかじめどういふような用意をされておられるのか承りたい。

○川上政府委員 予算につきましても、大蔵省といふ／＼相談をいたしておつたわけでありまして、本年度におきまして幾らといふことは、別にきめてございませ。たださういふような必要が起きましたときにおきましては、大蔵省の方で損失補償の予算を出すといふ一応の話し合ひになつております。たださういふような問題は、しよつちゆう起らないように——私どもの

方としましては、取消すといふような事態が起かないように、極力やつて行きたいといふふうな考へております。

○伊藤(卯)委員 取消されたければならぬ、あるいはそのために損失を受ける者といふのは、あなたの方で大体においておわかりになつておるものがあると思ひます。さらにまたそのために、およそ国家補償の経費といふものをどのくらい要するかとこゝろもわかるはずでございませ。何も新たにやるものでなくて、もうすでに継続的にこゝろものは処理をされておるわけでありま。

○川上政府委員 私としては、著しく利益を受けるという者がはたしてどの程度出るか、相当疑問があると考へられるのでありまして、利益をあげるといふものがそれはどないのじやないかといふふうにも考へます。結局損害補償につきましても、国家がこれを取消することになりますので、国家がこれを補償するといふ部分が相当大きな部分を占めるのではないかとこゝろに考へます。

○伊藤(卯)委員 その補償に対する通産省の方の予算といふか、そういうようなものに対しては、あらかじめどういふような用意をされておられるのか承りたい。

で大臣さんにこうならねばならなかつた根本の原因を承り、詳細にわたつては繊維局長さんないしは通商局長さんから承りたいと存するわけでござい

ます。○徳永政府委員 はなはだ恐縮であります。私が私からお答えさしていただきたいと思ひます。今までやつておりました制度のあらましは大体御存じのようでありま

す。御承知のように、占領当時から日本に駐在いたします外人がふえて参りましたので、そういう人々の需要するであらう物資といふものを、ある程度確保しなければならぬといふようなこと

で、毛製品を輸入しておつたのでござい。先ほどお話がございましたように、占領終結前の間はOSSとかその他の店の輸入権が与えられておつたわけであり

ます。その輸入の際に、輸入原価から国内販売価格に相当のものがあつたといふような事情がございま

した。それで先ほどお話がございました通り、占領の終了と同時に、この制度を切りかえまして、その輸入によつて国内に販売して

もうけがあるならば、これを日本の毛製品の輸出振興に使おうといふやうなことで、この制度の切りかえをやつたわけであ

ります。当時日本の毛製品は輸出金額が相当少いのでござい

ますが、なかならず毛織物になりますと、ほとんどぜ口といつてもいいやうな状況でござ

いましたので、それで毛織製品を輸出したら、ほぼ同金額の——これは

ドルとポンドで若干の差がござい。けれども、ほぼ同金額の毛製品の輸入権を与えるという制度をやつたわけ

でござい。その効果がだん／＼出て参りました。昨年の秋、暮れごろになり

ますと、だん／＼調子がよくなりまして、こうなると、あの制度をいつまでも残しておく

と、日本の毛の製品の輸出ができることはけつこうだけれども、それとは

同じ金額の外国の毛製品を輸入しなければならぬといふことにな

るわけでござい。もと／＼起りは、ある程度毛織物製品を輸入するこ

とは、在日外人用の物資を確保する意味においても、また日本の遅れてお

る毛織工業の技術向上のための実物見本が手に入るという意味においても、

けつこうであるといふことで考えておりました。年間七百七万ドルぐら

いもので、そのうちで毛織物製品は、一層伸びて来たものであります。だ

んに伸びて来ますと、七百七万ドルをふやさなければならぬ。こうなると、

また七百七万ドル輸入することによる利益を輸出振興に使おうとしたので

す。数量が無制限にふえることになり。また、この制度にも疑問が出て参

ります。毛製品を輸出して、また同じ毛製品を輸入するのだといふことにな

ります。問題がござい。毛織物製品の輸出振興は考えなければならぬが、

制度としては別なことを考えなければならぬ。後援に随分と来たわけ

でござい。そこで私も業界にいろ／＼と相談をいたしたのでござい

ます。輸出の伸びておる状況等を見ましても、今年の初めになりまして

は、告をいたしました。これは商売のこと。先輸入権をもらえ

るというわけにしようから、その分が実行できないといふことにな

れば、今お話がござい。今、キャンセルの問題も起りましたように、

今年、四月一ぱいぐらしかできません。四月ごろから別なことを考

えなければならぬ。少くとも率の軽減を。そのま

ま一年中続けて行くわけには参りません。その後輸出がだん／＼

伸びて参つたものですから、予告通り中止せざるを得ないとい

ふ状況になり。この五月からといふことに相なつたわ

けでござい。それで、たゞいま当面してあります問題は、五

月以降は別問題といたしまして、四月中にできまし

た契約の分が実行されました場合に、従来の制度で約束

しておつた輸入権といふものを確保するための措置が起つて参

りました。これが予想よりも突は。オーバーしたしてお

りますので、七百七万ドル以上輸入しなければならぬとい

ふことになるわけですが、これはあまり歓迎することではあ

りません。しかし一旦約束したものである以上、その約束に

従つて、商社その他が輸出による犠牲と輸入による利益を

勘定して商売しておられたいわけであり。その方々に御

迷惑をかけるわけには行かないといふことで、毛織物製

品のわくをふやすか、あるいはその損失を他のものの輸入

で補うか、この辺につきましては、目下通商局におきまし

て、私のところも手伝ひしながらいろいろと善後措置を考

へてござい。ともかく一旦約束して、打ち切り以前に起

りました契約が実行されなつて、御迷惑をかけるという線は

貫きたいといふふうに考へております。それから第二の問題は、

その制度をやめるとしますと、毛製品の輸出をどうする

かという問題でござい。今までの毛製品の輸入の利益を輸出の補填に充てるとい

ふ制度でござい。これが、今の程度でござい。おいてい

いわけではござい。もつ／＼伸ばさなければならぬが、そのために

は私も今考え、現に励行いたしております事項は、紡績業

者に対して毛製品の輸出をしたならば、その輸出金額の一七〇

％、輸出金額の一・七倍の原毛の輸入権を差上げるとい

ふ制度をやつておるわけ。これは金額で一・七倍でござ

い。数量に計算いたしますと約二・五倍、輸出した品物のうち

に使つたであらう原毛の量に對して二・五倍の輸入権を上げるとい

ふやうな制度でござい。中止と引かえに実施いたして

おります。そしてその輸入による利益といふ。また輸入権を紡績

だけにでなしに商社も機屋もある程度のわけ合

いが持つて。また、紡績もそれから織物業者もいた

だ。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績もそれから織物業者も

いた。紡績もそれから織物業者もいた。紡績も

これについて大体の概略はわかつたようでございますけれども、私にはまだ納得できぬ点がある。これはおそらく専門の繊維局長さんもおわかりだろうと思ひます。それだけ承れば通商局長から承る必要もございませんですが、ここにぜひ考へておかなければならぬことは、かりに毛製品に限らず、自動車に限らず、時計に限らず、万年筆に限らず、日本人の趣味というものが、このメイド・イン・イングランドというものに非常にあこがれを感じてゐる、こういう状況下において当然必要とされておる必要物資を、正式ルートから輸入されることを禁止した場合に、当然起り得る結果をどう処理するかという点について、はたしてお考へになつていらつしやるでしようかどうかでしようか。それからこれは、私はこういうことをやればまたぞろやみ輸入がふえまして、そうしてそれ専門にやり得るOSS関係の外国関係の業者のみを太らせてしまつて、銀座あたりの店の資本は全部外国人に握られてしまふ。現にそうなりつつある、大阪の心齋橋筋でもそうなのだ。そういう結果が生じて来るではないか。これに対してどのような対策を講ぜられるかということが第一点。

次に技術振興の意味で技術のすぐれたところから実物を輸入しなければならぬということでございますけれども、この機械とか薬品のように試験管の中で振つて調べたらわかる、あるいは一台、二台でテストしてみればわかるというものは、これは少量輸入にとどめるほどよろしいでございませう。しかしながらこの衣食住の中、特に衣というものは外国製品を着

て歩くことによつて初めて内地の業者を刺激するというものになつて来る。自分たちの利益が侵害されるということまで持つて行つて、初めて今あなたがおつしやつたように業者に馬力をかけるという原因が生じて来るわけなのである。それをやらせずにおいて、これを禁止して、一体どのようにして業者に馬力をかけさせようとするのか、この点をもつと実地に適した、実地に相マツチした方法をあと一週間で出されるならば、よくお考へでございませうけれども、それをよく考へて入れてやつていただきたい、そう思うが、用意があるかどうかを承りたい。

それから次に輸入権、輸出した報奨用にこの一七〇%の輸入を認める。その原毛が認められる。それを紡績業者にやらしていただくのであります。これはけつこうなことでございませうけれども、私が今日非常に遺憾に思つてゐる点は、日本の毛製品についてコスト高ということでございます。これが輸出商売の最大障害である、技術は決して劣つておりません。はつきり申し上げますが、市販確保の面と原材料の選択を誤らなければ、決して日本の毛製品の技術はイギリスに劣つておると私は考へません。比べてみたつてメイド・イン・イングランドと名前をつけますればけつこう幾らでも間違ひなく売れて行く。外国でもそうだ。劣つてゐる点はやや仕上げの点に一部ございませうけれども、にもかかわらずコスト高のおかげで輸出が阻害されておるといふコスト高の原因が、それはどこにあるか、という問題、これはだれに聞いたつて、業界にいる者な

らば、機械であらうと、輸出業者であらうと、糸屋であらうと、今日の原因は原料高の製品なんだ。だからこそばた／＼と機械が倒れて行くのです。この原料高の原因はどこにあるかといへば、限られた紡績の、いわばカルテルに似たあのやり方にあるのです。いわば紡績がもうけてゐる、こういうことなんです。それは戦前の紡績のもうけ方に比較すれば、いやそうじやないといふことも言えるでございませうけれども、今日占領のような態度がまだ続いておるこの状態下における利益率の分配は、何としても紡績が多い。機械と輸出業者はそのために出血して行かなければならぬし、銀行管理を食わなければならぬし、やむなく、泣く／＼不渡りを出さなければならぬ、こういうことなんです。そこでそういう矢先に紡績業者にのみ紡績用の原毛の輸入の権利が割当てられるということや、紡績の台数、自家用の織機の台数によつてそれが割当てられているというこの行き方については、すでに業界から大きな非難があるといふことを、大臣さんもはかならぬ大阪の御出身でございませう。これをまたぞろ三者分割の按分率とおつしやいますけれども、この権限を紡績にゆだね、法律によつてそれが何パーセント、だれが何パーセントとばしつときめても、なおこれは何といつても原料を握つてゐるところが強いのです。そこであなたのおつしやいましたように、三者に分割して、紡績業者のみならず、機械のみならず、輸出業者にまで馬力をかけさせて輸出振興をはかるうといふその親心をほんとうにわからせ、ほ

んとくに徹底させるには、どうしても通産省が権限をもつて何がしの方策に出ないことには、とうてい何とすることもできない。そうすれば輸出振興はおろか、毛製品の輸出についてはジリ貧の道をたどらなければならぬといふことは、私のみならず、これに携わる方々のひとしく指摘するところであり、銀行業者までがそう言つてゐる。これに対して、私は政府の態度あるいは繊維局の態度を難詰するものではございませう。ぜひひとつ、このほんとうに手形に困つてゐる機械、出血輸出を余儀なくされ、その補填をみずから働いた輸入の余力によつて補わなければならぬ状況下に置かれておる輸出業者、輸出商社、こういうものに対して、ほんとうに親心を示す態度をこの際実行に移していただきたい、かようにお願いいたします、私の質問を終わります。

○徳永政府委員 お尋ねが二つございしましたが、第一に毛製品の輸入をやめましてのじやないかということ。毛製品の輸入については先ほど申しました言葉が足りませんでした、このことは予算を超過し過ぎたので、あの制度が続けられないという意味でございまして、超過し過ぎたということとは、現実に契約が実行された場合には輸入権を与えるわけでありまして、予定してゐるだけのものは入るといふわけでございます。来年になりまして、何がしかの毛製品の輸入が行われるという場合に、それをどうやつて活用するかという問題は残された問題でありまして、終戦当時のようなことにならぬように、今の制度そのままで動きがつかないと思ひます。それが輸出

振興に役立つような使い方はしたいといふことは考へております。それからもう一つお尋ねがございしました、羊毛工業が糸高の製品安というふうなことになる、紡績がなまけておるのではないかといふことでございませうが、ごく最近の糸価の状況がさうな経緯をたどつておることも、毎日の新聞の相場欄に出ておる通りでありまして、私も非常に困つたことだと考へておるわけでありませう。ただその中に現状不安といふようなことが反映してきめられておる、需給関係に現状不安といふ要素が働いてさういふ糸価を形成しておるというふうな面が大部分であるといふふうな面が、なから聞かされておるわけでありませうが、私も今現状不安の問題に對しましてはできるだけ必要原料を確保するごとく努力いたしておる、またそのつもりでゐるわけでありませう。ということは、同時に先ほど申しましたように、毛織工業というものが輸出の量が少いという悩みを持つておる、私ども通商局その他に原料の輸入をお願いするにしても、私の方ではこれだけのことをまさにやらんとし、やるのだという輸出振興に対する熱意をまず示し、それを業界において受取つて実行してもらふといふことが一番大事なことじやないかといふふうにお考へまして、その実行案を考へております。先ほど申し上げました一七〇%のリンク・リストという制度も、他の物資に比しますと相当優遇された制度かと思ひますが、もう少し馬力をかけたといふふうにお考へております。

○加藤(清)委員 繊維局長さんの御苦

衷と御努力は感謝にたえないところで
ございますが、お言葉のうちにありま
す現状不安の原因というものが、輸出
不振、先行き不安ということですね。
このおかげで一層拍車をかけて行くこ
うことなんです。これは言葉のやり
とりになりますけれども。だから
こそその輸出振興のための輸入はこの
際行つた方が、一層おつしやる目的に
もよくマツチするではないか、その点
は私は今でもそう思っている。いずれ
繊維につきましては、この繊維だけを
取上げて、いろ／＼また御質問申
し上げるなり御指導を仰ぐなりいたし
たいと思っておりますが、きょうはこ
の程度にいたします。

○大西委員長 それでは本日はこの程
度にいたし、次会は明後日午後一時よ
り開会いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後四時五十分散会

昭和二十八年六月三十日印刷

昭和二十八年七月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局